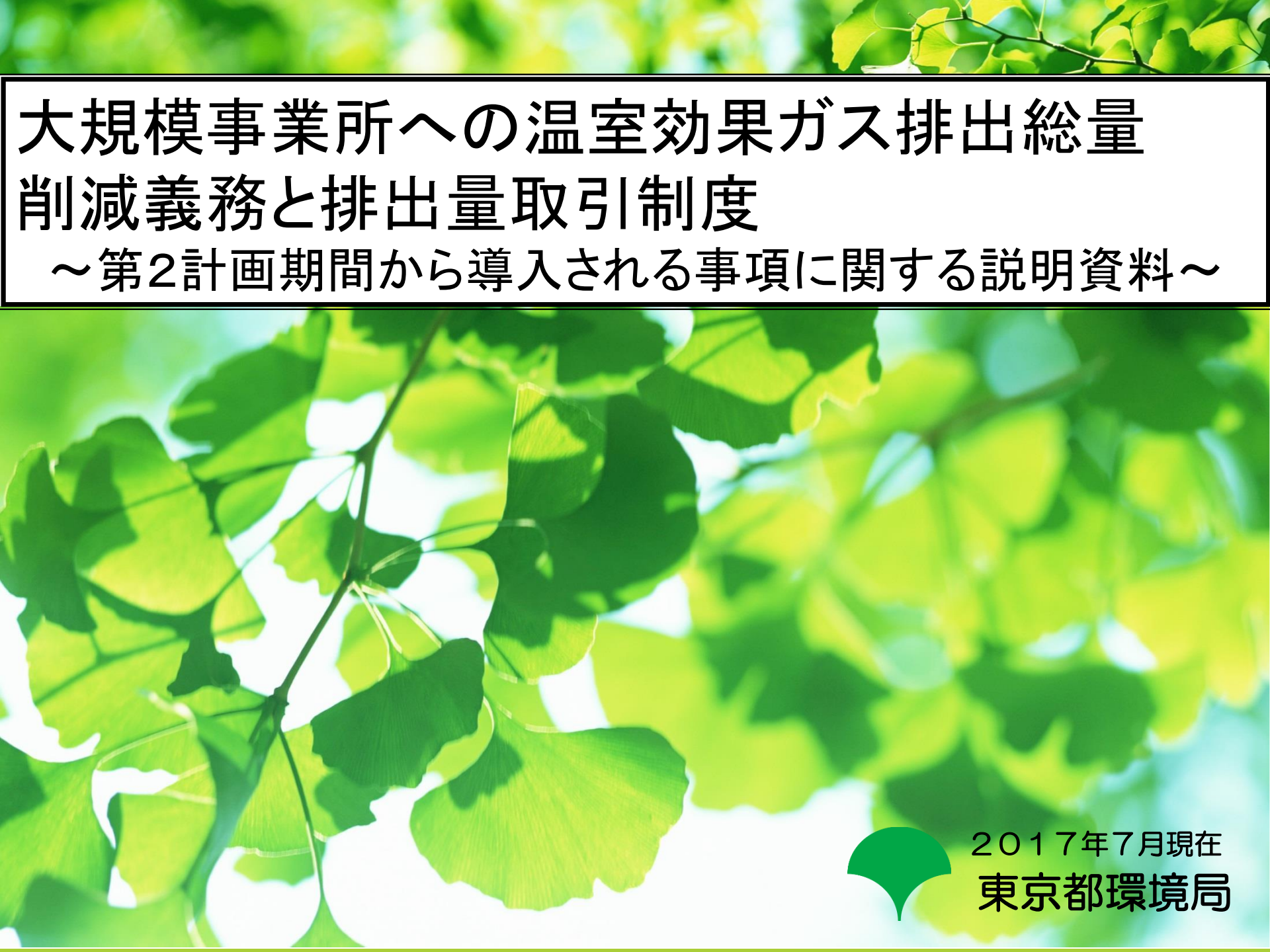




大規模事業所への温室効果ガス排出総量 削減義務と排出量取引制度

～第2計画期間から導入される事項に関する説明資料～



2017年7月現在
東京都環境局

目 次

1. 低炭素電力・熱の選択の仕組み
高効率コジェネ受入評価の仕組み・・・スライド3
2. 電気事業法第27条に関連する
削減義務率の緩和措置・・・・・・・・・・スライド32
3. 中小企業等が1/2以上所有する
指定相当地球温暖化対策事業所・・・スライド53
4. 御質問等をお寄せいただく場合
の方法等・・・・・・・・・・・・・・・・・・スライド79

An aerial photograph of a city, likely Tokyo, showing a dense cluster of skyscrapers and buildings. In the foreground, a large, lush green park with many trees and a small pond is visible. The text is overlaid on a semi-transparent grey band across the middle of the image.

1. 低炭素電力・熱の選択の仕組み 高効率コジェネ受入評価の仕組み

1-1. 低炭素電力の選択の仕組み①

1. 概要

- 事業所の省エネ努力によるCO₂削減効果を評価するため、事業所のCO₂排出量の算定に当たっては、**都が規定したエネルギー種別ごとのCO₂排出係数を計画期間中、固定**して計算することとしている。

(例) どの電気事業者から電気の供給を受けていても、計画期間ごとに都が設定した電気のCO₂排出係数を使用。

係数を毎年変動させることは行わない。

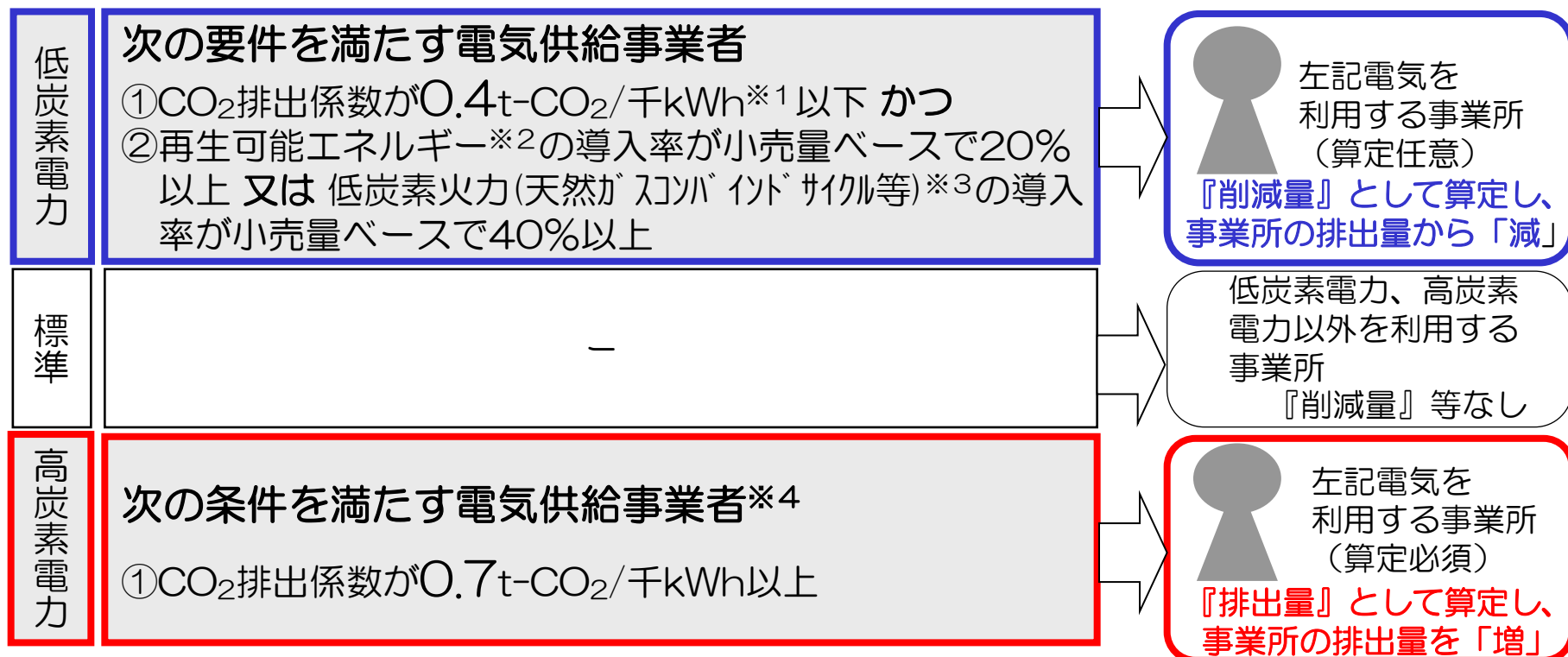
第1計画期間：電気の排出係数 0.382 (t/千kWh)

第2計画期間：電気の排出係数 0.489 (t/千kWh)

- 第2計画期間では、**事業所における「低炭素な電気供給事業者」の選択行動を促すため、都が認定するCO₂排出係数の小さい供給事業者から電気を調達した場合に、CO₂削減相当として認める仕組み**を新たに導入。

1-1. 低炭素電力の選択の仕組み②

2. 「低炭素電力の選択の仕組み」（イメージ）



※1 「東京都エネルギー環境計画指針」第3 1 (2) に規定するCO₂排出係数

※2 太陽光、風力、地熱、水力(3万kW未満)、バイオマスを熱源とする熱

※3 排出実績が0.4t-CO₂/千kWh以下の火力(廃棄物を含む火力は対象外)

※4 特定送配電事業者及び特定供給は対象外

★ 基準排出量については、低炭素電力による削減量を減じたり、高炭素電力による排出量を加えたりしない。(特定温室効果ガス排出量算定ガイドライン P.78)

1-1. 低炭素電力の選択の仕組み③

3. 「削減量」及び「算定年度排出量」の算定（イメージ）

期間	第2計画期間			
年度	2015	2016	2017	2018以降
低炭素電力・ 高炭素電力供 給事業者の受 入前	都ホームページで公表されている 低炭素電力 認定電気供給事業者一覧 から供給会社を選択。			
低炭素電力供 給事業者の受 入後		都ホームページに記載されてい る排出係数を用いて、削減量 又は排出量を算定。		以降、 毎年度同様

- 事業所における削減義務達成を計画化しやすくするため、**排出係数が確定・公表されている低炭素電力 認定電気供給事業者の排出係数等**により削減量等を算定
- 低炭素電力の場合「算定年度排出量」＝「燃料等のCO₂排出量」※－「削減量」
- 高炭素電力の場合「算定年度排出量」＝「燃料等のCO₂排出量」※＋「排出量」

※ 全事業所が共通して使用する「第2計画期間の排出係数（標準値）」にて算定した値

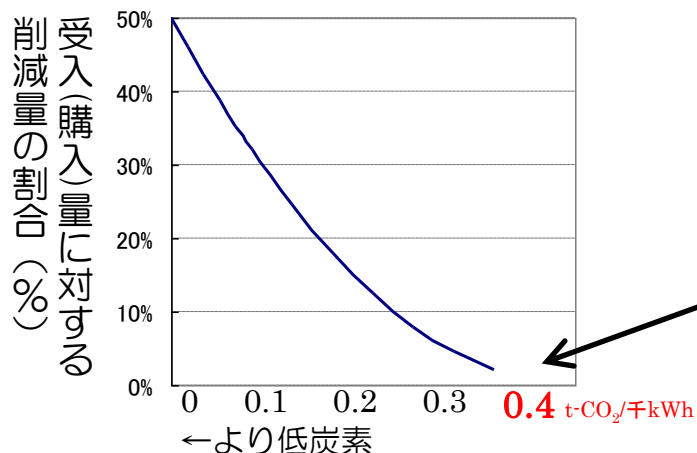
1-1. 低炭素電力の選択の仕組み④

4. 削減量、排出量の算定

●低炭素電力 認定電気供給事業者の排出係数と、算定年度の受入電力量により削減量等を算定

$$\text{低炭素電力削減量} = \frac{\text{算定年度受入電力量}}{\text{算定年度受入電力量}} \times \left[\frac{\text{第2計画期間排出係数}}{0.489 \text{ t-CO}_2/\text{千kWh}} - \frac{\text{低炭素電力認定電気供給事業者の排出係数}}{\text{低炭素電力認定電気供給事業者の排出係数}} \right]^2 \times \frac{0.5}{\frac{\text{第2計画期間排出係数}}{0.489 \text{ t-CO}_2/\text{千kWh}}}$$

<イメージ>



小さい排出係数ほど、メリット（受入(購入)量に対する削減量の割合）が大きくなる。

低炭素電力の要件のCO₂排出係数（0.4 t-CO₂/千kWh）より大きい場合は、削減量はなし

$$\text{高炭素電力排出量} = \frac{\text{算定年度受入電力量}}{\text{算定年度受入電力量}} \times \left[\frac{\text{電気供給事業者の排出係数}}{\text{電気供給事業者の排出係数}} - \frac{\text{第2計画期間排出係数}}{0.489 \text{ t-CO}_2/\text{千kWh}} \right]$$

※受け入れた電力量のうち、事業所外へエネルギー供給するために使用した電力量を除く

1-1. 低炭素電力の選択の仕組み⑤

5. 低炭素電力 認定電気供給事業者一覧

●2016年度の受入電力量に適用できる低炭素電力 認定電気供給事業者一覧

事業者名	排出係数〔t-CO ₂ /千kWh〕
株式会社岩手ウッドパワー	0.358
株式会社エヌパワー	0.358
昭和シェル石油株式会社	0.363
プレミアムグリーンパワー株式会社	0.011
株式会社エナリス・パワー・マーケティング ※	0.304
株式会社S-CORE ※	0.158
日産トレーディング株式会社 ※	0.351
株式会社Loop ※	0.353

※印がついている電気供給事業者は特例により2016年度検証で適用可能。

1-1. 低炭素電力の選択の仕組み⑥

6. 特定温室効果ガス排出量算定報告書への記入方法1 (1)

●削減量等算定シート※（低炭素（高炭素）電力）の入力

⇒削減量等算定シートで削減量（排出量）を算定し、特定温室効果ガス排出量算定報告書へ入力してください。

※環境局HPよりダウンロードしてください。

低炭素電力削減量（高炭素電力排出量）計算シート

2016年度排出量用

②

低炭素（高炭素）電力事業者

A社

①

排出係数

0.368

使用量 ④

単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
千kWh	400	500	600	700	800	900	900	600	700	800	900	700
千kWh												
千kWh						③						
千kWh												
千kWh												
千kWh												
千kWh												
千kWh												

- ① 手動選択 低炭素（高炭素）電力事業者をプルダウンメニューから選択してください。
- ② 自動表示 該事業者の排出係数が自動表示されます。
- ③ 手動入力 低炭素（高炭素）電力事業者から供給されている月別電気使用量を特定温室効果ガス排出量算定報告書その5シートから入力してください。
※監視点数が8以上存在する場合は、合算値を記入してください。
- ④ 手動選択 正しい単位をプルダウンメニューから選択してください。

1-1. 低炭素電力の選択の仕組み⑦

6. 特定温室効果ガス排出量算定報告書への記入方法1 (2)

受け入れた電力量のうち、事業所外へエネルギー供給するために使用した電力がある場合は、「他事業所への電気の直接供給量（住宅含む）」へ電力量を記入してください。

他事業所への電気の直接供給量(住宅含む)

単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
⑥ 千kWh	20	30	40	50	60	70	70	40	50	60	70	60
千kWh						⑤						
千kWh												
千kWh												

算定式

使用電力量合計(千kWh)	排出係数	排出係数	
7880	0.489	0.368	$(0.5 \div 0.489) =$

⑦

低炭素電力削減量(t-CO ₂)	117.9663395
高炭素電力排出量(t-CO ₂)	

- ⑤ 手動選択 事業所外又は住宅用途へ直接供給されている月別電気使用量を特定温室効果ガス排出量算定報告書その5シートから入力してください。
※監視点数が4以上存在する場合は、合算値を記入してください。
- ⑥ 手動選択 正しい単位をプルダウンメニューから選択してください。
- ⑦ 手動入力 自動表示された低炭素電力削減量（高炭素電力排出量）計算シートを、特定温室効果ガス排出量算定報告書その6シートに入力してください。

1-1. 低炭素電力の選択の仕組み⑧

6. 特定温室効果ガス排出量算定報告書への記入方法2

特定温室効果ガス排出量算定報告書その6シート

(6) 燃料等使用量及び特定温室効果ガス排出量

燃 料 等 使 用 量 及 び 特 定 温 室 効 果 ガ ス 排 出 量	燃 料 等 使 用 量 及 び 特 定 温 室 効 果 ガ ス 排 出 量	使 用 量 等		熱 量 (GJ)	特 定 温 室 効 果 ガ ス 排 出 量	
		単 位	2016年度		排出係数 (t/GJ, 千kWh)	排出量 (t)
燃 料 及 び 熱	原 油	kL			0.0187	
	原 油 の う ち コ ン デ ン セ ー ト (NGL)	kL			0.0184	
	揮 発 油 (ガ ソ リ ン)	kL			0.0183	
	ナ フ	kL			0.0182	
	灯 油	kL			0.0185	
	軽 油	kL			0.0187	
	A 重 油	kL			0.0189	
	B ・ C 重 油	kL			0.0195	
	石 油 ア ス フ ァ ル ト	t			0.0208	
	石 油 コ ー ク ス	t			0.0254	
	石 油 ガ ス	液化石油ガス (LPG)	t		0.0161	
		石油系炭化水素ガス	千Nm ³		0.0142	
	可 燃 性 天 然 ガ ス	液化天然ガス (LNG)	t		0.0135	
		その他可燃性天然ガス	千Nm ³		0.0139	
	石 炭	原 料 炭	t		0.0245	
		一 般 炭	t		0.0247	
		無 煙 炭	t		0.0255	
	石 炭 コ ー ク ス	t			0.0294	
	コ ー ル タ ー ル	t			0.0209	
	コ ー ク ス 炉 ガ ス	千Nm ³			0.0110	
	高 炉 ガ ス	千Nm ³			0.0263	
	転 炉 ガ ス	千Nm ³			0.0384	
	そ の 他 の 燃 料	都 市 ガ ス (13A)	千Nm ³		0.0136	
		都 市 ガ ス (6A)	千Nm ³		0.0136	
	産 業 用 蒸 気	GJ			0.060	
	産 業 用 以 外 の 蒸 気	GJ			0.060	
	温 水	GJ			0.060	
	冷 水	GJ			0.060	
	再生可能エネルギーの環境価値を移転した熱	GJ			0.060	
	小 計					

電 気	一般送配電事業者の電線路を介して供給された電気	昼間 (8時～22時)	千kWh			0.489
		夜間 (22時～翌日8時)	千kWh			0.489
	その他の買電 (昼夜間不明の場合を含む。)		千kWh			0.489
	再生可能エネルギーの環境価値を移転した電気※		千kWh			0.489
	再生可能エネルギーを自家消費した電気※		千kWh			0.489
外 部 供 給	小 計		千kWh			
	自 ら 生 成 し た 熱 の 供 給		GJ			
	自 ら 生 成 し た 電 力 の 供 給		千kWh			
	小 計					
	低 炭 素 電 力 の 受 入 れ					(8)
	低 炭 素 熱 の 受 入 れ					
	高 炭 素 電 力 の 受 入 れ					(8)
	高効率コージェネレーションシステムからの電気の入力					
小 原 単 位 建 物 相 当 量	高効率コージェネレーションシステムからの熱の入力					
	小 計					
	合 計		GJ			0
原 油 換 算			kL			

※環境価値換算量（電気等環境価値保有量）として評価される場合は、記入しないこと。

(参考) 自ら再生可能エネルギーから生成した熱又は電気の量	熱	GJ	
	電 気	千kWh	

1-1. 低炭素電力の選択の仕組み⑨

6. 特定温室効果ガス排出量算定報告書への記入方法3

●特定温室効果ガス排出量算定報告書 その6シートへの入力

低炭素電力の受入れ					⑧
低炭素熱の受入れ					
高炭素電力の受入れ					⑧
高効率コージェネレーションシステムからの電気の受入れ					
高効率コージェネレーションシステムからの熱の受入れ					
小原単位建物相当量					
合計	GJ				0
原油換算	kL				

※環境価値換算量（電気等環境価値保有量）として評価される場合は、記入しないこと。

(参考) 自ら再生可能エネルギーから生成した熱又は電気の量	熱	GJ	
	電気	千kWh	

⑧ 手動入力 低炭素電力削減量（高炭素電力排出量）計算シートで算出された削減量（排出量）⑦を、該当箇所に入力してください。

1-2. 低炭素熱の選択の仕組み①

1. 概要

●事業所の省エネ努力によるCO₂削減効果を評価するため、事業所のCO₂排出量の算定に当たっては、**都が規定したエネルギー種別ごとのCO₂排出係数を計画期間中、固定**して計算することとしている。

(例) どの熱供給事業者から熱の供給を受けていても、都が設定した熱のCO₂排出係数を使用。係数を毎年変動させることは行わない。

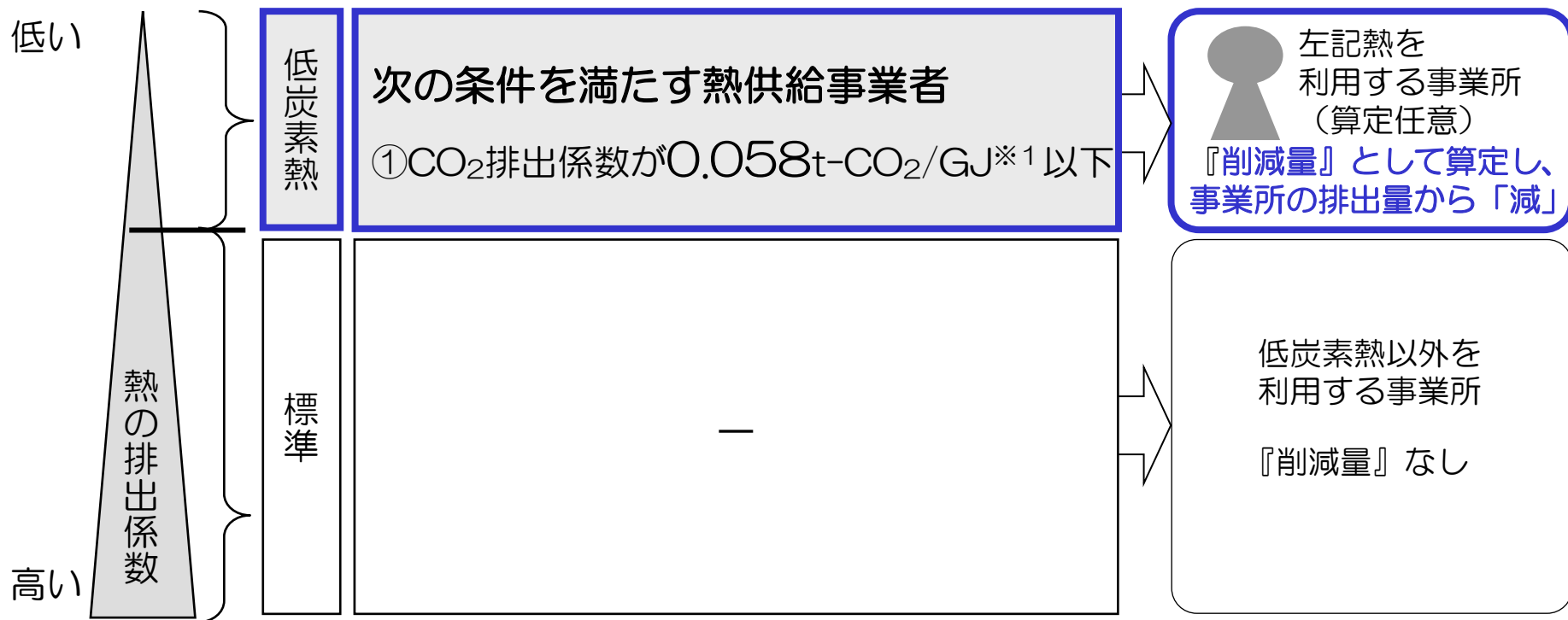
第1計画期間：熱の排出係数 0.052 (t-CO₂/GJ)

第2計画期間：熱の排出係数 0.060 (t-CO₂/GJ)

●第2計画期間では、**事業所における「低炭素な熱供給事業者」の選択行動を促す**ため、電気の「低炭素電力の選択の仕組み」と同様に、**都が認定するCO₂排出係数の小さい供給事業者から熱を調達した場合に、CO₂削減相当として認める仕組みを新たに導入。**

1-2. 低炭素熱の選択の仕組み②

2. 「低炭素熱の選択の仕組み」 (イメージ)



※1 「地域におけるエネルギーの有効利用に関する制度」によって算定されるCO₂排出係数

★ 基準排出量については、低炭素熱による削減量を減じない。
(特定温室効果ガス排出量算定ガイドライン P.80)

1-2. 低炭素熱の選択の仕組み③

3. 「削減量」及び「算定年度排出量」の算定（イメージ）

期間	第2計画期間			
年度	2015	2016	2017	2018以降
低炭素熱 供給事業者 の受入前	都ホームページで公表されている 低炭素熱認定熱供給事業者一覧 から供給会社を選択。			
低炭素熱 供給事業者 の受入後		都ホームページに記載されて いる排出係数を用いて削減量 を算定。	検証後、 計画書を提出。	以降、 毎年度同様

- 事業所における削減義務達成を計画化しやすくするため、**排出係数が確定・公表されている低炭素熱 認定熱供給事業者の排出係数等**により削減量を算定
- 低炭素熱の場合「算定年度排出量」＝「燃料等のCO₂排出量」※－「削減量」

※ 全事業所が共通して使用する「第2計画期間の排出係数（標準値）」にて算定した値

1-2. 低炭素熱の選択の仕組み④

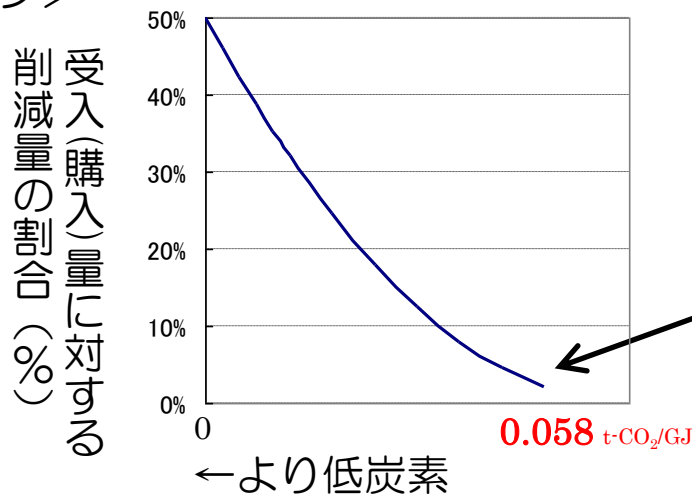
4. 削減量の算定

●低炭素熱 認定熱供給事業者の排出係数と、算定年度の受入熱量により削減量を算定

$$\text{削減量} = \frac{\text{算定年度受入熱量}^*}{\text{算定年度受入熱量}^*} \times \left[\frac{\text{第2計画期間排出係数}}{0.060 \text{ t-CO}_2/\text{GJ}} - \frac{\text{低炭素熱 認定熱供給事業者の排出係数}}{\text{低炭素熱 認定熱供給事業者の排出係数}} \right]^2 \times \frac{0.5}{\frac{\text{第2計画期間排出係数}}{0.060 \text{ t-CO}_2/\text{GJ}}}$$

※受け入れた電力量のうち、事業所外へエネルギー供給するために使用した電力量を除く

<イメージ>



小さい排出係数ほど、メリット（受入(購入)量に対する削減量の割合）が大きくなる。

低炭素熱の要件のCO₂排出係数（0.058 t-CO₂/GJ）より大きい場合は、削減量はなし

1-2. 低炭素熱の選択の仕組み⑤

5. 2016年度の受入熱量に適用できる低炭素熱 認定熱供給事業者（区域）一覧

供給区域	事業者名	排出係数〔t-CO ₂ /GJ〕
西新宿	東京ガスエンジニアリングソリューションズ株式会社	0.056
丸の内二丁目	丸の内熱供給株式会社	0.052
大手町	丸の内熱供給株式会社	0.057
東池袋	池袋地域冷暖房株式会社	0.051
西新宿六丁目	新都市熱供給株式会社	0.056
銀座二・三丁目	東京都市サービス株式会社	0.043
丸の内一丁目	丸の内熱供給株式会社	0.052
西池袋	西池袋熱供給株式会社	0.050
新川	東京都市サービス株式会社	0.038
日比谷	東京熱エネルギー株式会社	0.058
神田駿河台	東京都市サービス株式会社	0.052
芝浦四丁目	東京都市サービス株式会社	0.053
銀座五・六丁目	東京都市サービス株式会社	0.052
箱崎	東京都市サービス株式会社	0.047
西新宿一丁目	東京ガスエンジニアリングソリューションズ株式会社	0.056
東品川二丁目	天王洲エリアサービス株式会社	0.057
府中日鋼町	東京都市サービス株式会社	0.038

1-2. 低炭素熱の選択の仕組み⑥

5. 2016年度の受入熱量に適用できる低炭素熱 認定熱供給事業者（区域）一覧（続き）

供給区域	事業者名	排出係数〔t-CO ₂ /GJ〕
銀座四丁目	株式会社ディーエイチシー銀座	0.057
明石町	東京ガスエンジニアリングソリューションズ株式会社	0.058
恵比寿	株式会社東京エネルギーサービス	0.053
赤坂五丁目	赤坂熱供給株式会社	0.055
錦糸町駅北口	錦糸町熱供給株式会社	0.052
京橋二丁目	東京都市サービス株式会社	0.040
後楽一丁目	東京下水道エネルギー株式会社	0.054
八王子旭町	東京都市サービス株式会社	0.056
臨海副都心	東京臨海熱供給会社	0.041
大崎一丁目	東京都市サービス株式会社	0.047
品川東口南	品川熱供給株式会社	0.058
永田町二丁目	山王熱供給株式会社	0.056
晴海一丁目	東京都市サービス株式会社	0.042
新砂三丁目	東京下水道エネルギー株式会社	0.040
東品川四丁目	株式会社虎ノ門エネルギーサービス	0.057

1-2. 低炭素熱の選択の仕組み⑦

6. 特定温室効果ガス排出量算定報告書への記入方法1 (1)

●削減量等算定シート※（低炭素熱）の入力

⇒削減量等算定シートで削減量を算定し、特定温室効果ガス排出量算定報告書へ入力してください。

※環境局HPよりダウンロードしてください。

低炭素熱削減量計算シート

2016年度排出量用

低炭素熱供給区域

①

A区域

排出係数

②

0.043

使用量

単位 ④	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
GJ	1200	800	300	0	0	0	500	3000	5000	5000	4000	3000
GJ			2500	5000	4000	5000	1500					
GJ												
GJ												
GJ						③						
GJ												
GJ												
GJ												

① 手動選択 低炭素熱供給区域をプルダウンメニューから選択してください。

② 自動表示 該当事業者の排出係数が自動表示されます。

③ 手動入力 受け入れている低炭素熱の月別使用量を特定温室効果ガス排出量算定報告書 その5シート から入力してください。 ※監視点数が8以上存在する場合は、合算値を記入してください。

④ 手動選択 正しい単位をプルダウンメニューから選択してください。

1-2. 低炭素熱の選択の仕組み⑧

6. 特定温室効果ガス排出量算定報告書への記入方法1 (2)

受け入れた熱量のうち、事業所外へエネルギー供給するために使用した熱量がある場合は、「他事業所への燃料等の直接供給量（住宅含む）」の表へ熱量を記入してください。

他事業所への燃料等の直接供給量(住宅含む)

単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
GJ	200	200	250	300	300	300	250	200	250	300	300	200
GJ												
⑥ GJ						⑤						
GJ												

使用熱量合計(GJ)
37750

$$\times (0.060 - \frac{\text{排出係数}}{0.043})^2 \times (0.5 \div 0.060) =$$

排出係数
0.043

低炭素熱削減量(t-CO₂)

⑦ 90.91458333

- ⑤ 手動選択 事業所外又は住宅用途へ直接供給されている月別熱使用量を特定温室効果ガス排出量算定報告書その5シートから入力してください。
※監視点数が4以上存在する場合は、合算値を記入してください。
- ⑥ 手動選択 正しい単位をプルダウンメニューから選択してください。
- ⑦ 手動入力 自動表示された低炭素熱削減量を、特定温室効果ガス排出量算定報告書その6シートに入力してください。

1-2. 低炭素熱の選択の仕組み⑨

6. 特定温室効果ガス排出量算定報告書への記入方法2

特定温室効果ガス排出量算定報告書その6シート

(6) 燃料等使用量及び特定温室効果ガス排出量

燃 料 ・ 熱 の 種 類	使 用 量 等		熱 量 (GJ)	特定温室効果ガス排出量	
	単 位	2016年度		排出係数 (t/GJ, 千kWh)	排出量 (t)
燃 料 及 び 熱	原 油	kL		0.0187	
	原 油 の う ち コ ン デ ン セ ー ト (NGL)	kL		0.0184	
	揮 発 油 (ガ ソ リ ン)	kL		0.0183	
	ナ フ	kL		0.0182	
	灯 油	kL		0.0185	
	軽 油	kL		0.0187	
	A 重 油	kL		0.0189	
	B ・ C 重 油	kL		0.0195	
	石 油 ア ス フ ァ ル ト	t		0.0208	
	石 油 コ ー ク ス	t		0.0254	
	石 油 ガ ス	液化石油ガス (LPG)	t	0.0161	
		石油系炭化水素ガス	千Nm ³	0.0142	
	可 燃 性 天 然 ガ ス	液化天然ガス (LNG)	t	0.0135	
		その他可燃性天然ガス	千Nm ³	0.0139	
	石 炭	原 料 炭	t	0.0245	
		一 般 炭	t	0.0247	
		無 煙 炭	t	0.0255	
	石 炭 コ ー ク ス	t		0.0294	
	コ ー ル タ ー ル	t		0.0209	
	コ ー ク ス 炉 ガ ス	千Nm ³		0.0110	
	高 炉 ガ ス	千Nm ³		0.0263	
	転 炉 ガ ス	千Nm ³		0.0384	
	そ の 他 の 燃 料	都 市 ガ ス (13A)	千Nm ³	0.0136	
		都 市 ガ ス (6A)	千Nm ³	0.0136	
	産 業 用 蒸 気	GJ		0.060	
	産 業 用 以 外 の 蒸 気	GJ		0.060	
	温 水	GJ		0.060	
	冷 水	GJ		0.060	
	再生可能エネルギーの環境価値を移転した熱	GJ		0.060	
	小 計				

電 気	一般送配電事業者の電線路を介して供給された電気	昼間 (8時～22時)	千kWh		0.489
		夜間 (22時～翌日8時)	千kWh		0.489
	その他の買電 (昼夜間不明の場合を含む。)		千kWh		0.489
	再生可能エネルギーの環境価値を移転した電気※		千kWh		0.489
	再生可能エネルギーを自家消費した電気※		千kWh		0.489
外 部 供 給	小 計		千kWh		
	自 ら 生 成 し た 熱 の 供 給		GJ		
	自 ら 生 成 し た 電 力 の 供 給		千kWh		
低 炭 素 電 力 の 受 入 れ	低 炭 素 電 力 の 受 入 れ				
	高 炭 素 電 力 の 受 入 れ				
高 効 率 コ ー ジ ネ レ ー シ ョ ン シ ス テ ム か ら の 電 気 の 受 入 れ	高 効 率 コ ー ジ ネ レ ー シ ョ ン シ ス テ ム か ら の 電 気 の 受 入 れ				
	高 効 率 コ ー ジ ネ レ ー シ ョ ン シ ス テ ム か ら の 熱 の 受 入 れ				
小 原 単 位 建 物 相 当 量	小 原 単 位 建 物 相 当 量				
	合 計		GJ		0
原 油 換 算	原 油 換 算		kL		

※環境価値換算量（電気等環境価値保有量）として評価される場合は、記入しないこと。

(参考) 自ら再生可能エネルギーから生成した熱又は電気の量	熱	GJ	
	電 気	千kWh	

1-2. 低炭素熱の選択の仕組み⑩

6. 特定温室効果ガス排出量算定報告書への記入方法3

●特定温室効果ガス排出量算定報告書 その6シートへの入力

低炭素電力の受入れ					
低炭素熱の受入れ					⑧
高炭素電力の受入れ					
高効率コージェネレーションシステムからの電気の受入れ					
高効率コージェネレーションシステムからの熱の受入れ					
小原単位建物相当量					
合計	GJ				0
原油換算	kL				

※環境価値換算量（電気等環境価値保有量）として評価される場合は、記入しないこと。

(参考) 自ら再生可能エネルギーから生成した熱又は電気の量	熱	GJ	
	電気	千kWh	

⑧ 手動入力 低炭素熱削減量計算シートで算出された削減量⑦を、該当箇所に入力してください。

1-3. 高効率コジェネ受入評価の仕組み①

1. 概要

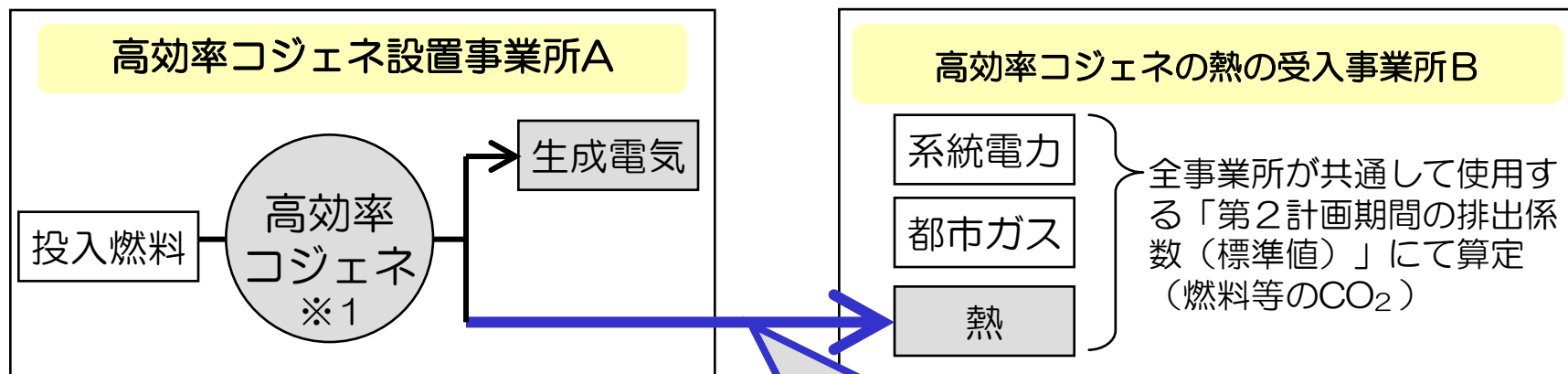
- 高効率コジェネ利用による省エネ・省CO₂評価：第2計画期間における新たなCO₂排出係数により、高効率コジェネの省エネ・省CO₂効果が評価される。
そのため、第1計画期間で実施していた算定年度排出量から「削減量」を減ずる措置は行わない。
- 第2計画期間では、高効率コジェネの利用促進のため、他の事業所の高効率コジェネから受け入れる電気・熱の排出係数の低さを、一定の範囲で受入事業所の排出量算定に反映させることができる、高効率コジェネ受入評価の仕組みを新たに導入。

		第1計画期間	第2計画期間
コジェネの設置事業所	高効率コジェネ利用による省エネ・省CO ₂ 評価	●高効率コジェネの要件（都規定）に適合すれば、算定年度排出量から「削減量」を減ずる。	●算定年度排出量から「削減量」を減ずる措置は行わない。
	コジェネ電気・熱の外部供給分のマイナスカウント	●全てのコジェネに対し、外部供給分のCO ₂ 排出量をマイナスカウント	第1計画期間と同じ
コジェネ電気又は熱の受入事業所	高効率コジェネから受け入れている電気・熱の低CO ₂ 性能を評価	—	●「高効率コジェネ受入評価の仕組み」の導入

1-3. 高効率コジェネ受入評価の仕組み②

2. イメージ

(高効率コジェネの熱を受け入れている例)



※1 高効率コジェネとは、
「発電効率×2.17+排熱利用率>87%」

高効率コジェネからの受入電気・熱の
低CO₂性能を「**削減量**」として算定

3. 手順

高効率コジェネの熱の受入事業所B

Step①
高効率コジェネ
要件確認書の
有無を確認

Step②
ガイドラインに従い※
「**削減量**」を算定
※削減量等算定シートを用いて
削減量を算定

Step③
算定年度排出量＝
「燃料等のCO₂」－「**削減量**※」
※特定温室効果ガス排出量算定報告書に削減量を入力

1-3. 高効率コジェネ受入評価の仕組み③

4. 「高効率コジェネ受入評価の仕組み」に必要な供給事業者の要件

- 高効率コジェネの電気又は熱の供給事業者が、**次の要件を全て満たした場合に限り**、受入側は「高効率コジェネ受入評価の仕組み」にて削減量を算定できる。

※「低炭素電力等の選択の仕組み」の要件に該当する供給事業者として都が公表する供給事業者である場合は「高効率コジェネ受入評価の仕組み」では算定できない。（併用不可）

Step① 「高効率コジェネ受入評価の仕組み」の要件	
電気	①高効率コジェネ※1であること。 ②当該コジェネの電気の排出係数が、第2計画期間の電気の排出係数（0.489t-CO₂/千kWh）未満であること。 ③自営線で指定地球温暖化対策事業所に電力供給していること。 ④全供給電力量の1/2以上が自社コジェネによるものであること。 ⑤高炭素電力でないこと。
熱 ※2	①高効率コジェネ※1であること。 ②当該コジェネの熱の排出係数が、第2計画期間の熱の排出係数（0.060t-CO₂/GJ）未満であること。 ③全供給熱量の1/2以上が自社コジェネによるものであること。 ④熱供給が本来業務である場合は、熱のエネルギー効率が「地域冷暖房区域の指定取消しの基準」以上であること。

※1 高効率コジェネとは、「発電効率×2.17+排熱利用率>87%」

※2 コジェネ熱をそのまま供給する場合に限る（冷水等に変換等して供給する場合を除く。）。

1-3. 高効率コジェネ受入評価の仕組み④

5. 「削減量」及び「算定年度排出量」の算定（イメージ）

期間	第1計画期間	第2計画期間			
年度	2014	2015	2016	2017	2018
高効率コジェネ設置事業所A※1	電気又は熱の供給 2014年度 当該コジェネ の排出係数等	◎「高効率コジェネ要件確認書」等 提出（計画書に添付） ■都が要件適合を確認			以降、 毎年度同様
高効率コジェネ 電気又は熱の受 入事業所B			↓↓↓↓↓↓ 2016年度 受入電力量 又は熱量 (高効率コジェネ)	Step① ◎確認書の 写しを提供 Step②、③ 算定 → 検証 → 計画書 提出	

凡例：◎高効率コジェネ設置事業所

※1 高効率コジェネ設置事業所Aが、指定地球温暖化対策事業所の場合

●事業所における削減義務達成を計画しやすくするため、**排出係数が確定している2年度前の当該コジェネの状況**により削減量を算定

●「算定年度排出量」＝「燃料等のCO₂排出量」※2－「削減量」

※2 全事業所が共通して使用する「第2計画期間の排出係数（標準値）」にて算定した値

1-3. 高効率コジェネ受入評価の仕組み⑤

6. 削減量の算定

● 2年度前の高効率コジェネの排出係数と、算定年度の受入熱量により削減量等を算定

Step②

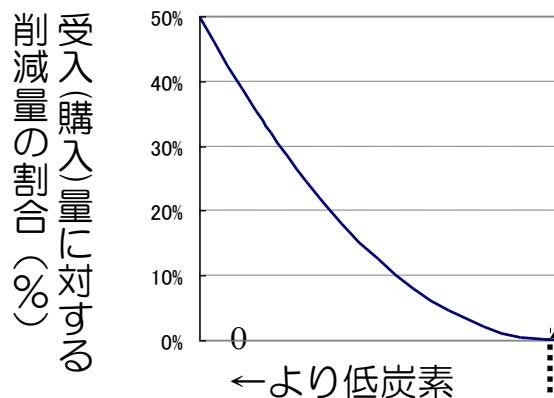
$$\text{削減量※1} = \frac{\text{算定年度 高効率コジェネからの受入電力量 又は熱量※2}}{\left[\begin{array}{l} \text{第2計画期間排出係数} \\ \text{電気0.489 t-CO}_2/\text{千kWh} \\ \text{又は熱0.060 t-CO}_2/\text{GJ} \end{array} - \begin{array}{l} \text{「高効率コジェネ} \\ \text{要件確認書」の写} \\ \text{しに記載の排出係} \\ \text{数} \end{array} \right]^2} \times \frac{0.5}{\begin{array}{l} \text{第2計画期間排出係数} \\ \text{電気0.489 t-CO}_2/\text{千kWh} \\ \text{又は熱0.060 t-CO}_2/\text{GJ} \end{array}}$$

※1 受入事業所の基準年度より後に供給者がコジェネを新たに設置し供給した場合は、削減量=受入量×（第2計画期間の電気又は熱の排出係数－電気又は熱の供給者の排出係数）にて算定できる。

（ただし、区分Ⅰ-2の事業所が、熱の受入で削減量を算定する場合には、基準排出量の2%分を削減量から減する。）

※2 受け入れた電力量又は熱量のうち、事業所外へエネルギー供給するために使用した電力量又は熱量を除く

<イメージ>



小さい排出係数ほど、メリット（受入（購入）量に対する削減量の割合）が大きくなる。

第2計画期間の排出係数
（電気 0.489 t-CO₂/ 千 kWh 又は 熱 0.060 t-CO₂/GJ）まで、削減量が生ずる

第2計画期間排出係数

1-3. 高効率コジェネ受入評価の仕組み⑥

7. 特定温室効果ガス排出量算定報告書への記入方法1

●削減量等算定シート※（高効率コジェネ受入）の入力

⇒削減量等算定シートで削減量を算定し、特定温室効果ガス排出量算定報告書へ入力してください。

※環境局HPよりダウンロードしてください。

高効率コージェネレーションからの電気又は熱の受入れ算定シート

2016年度排出量用

		①	排出係数		
高効率コージェネ供給事業者	電力		0.390	(t-CO ₂ /千kWh)	
	熱		0.054	(t-CO ₂ /GJ)	
高効率コージェネ供給事業者のコージェネ設置年				②	2012年度
事業所の基準年度		過去実績	③	ア	年から
原単位		③	ウ	2011年度	③
				イ	年まで
					年度(特定地球温暖化対策事業所指定年度の前年度)
高効率コージェネからの電力・熱の受入れ		電力量	④	1000	千kWh
		熱量	④	3000	GJ

算定式

適用										
⑤ 2		電力	1000.000	×	(	0.489	—	0.390	) ² ×0.5÷	0.489
		熱	3000.000	×	(	0.060	—	0.054	) ² ×0.5÷	0.060
	2	電力	1000.000	×	(	0.489	—	0.390	)	
		熱	3000.000	×	(	0.060	—	0.054	)	

高効率CGS削減量・電気(t-CO ₂)	99
高効率CGS削減量・熱(t-CO ₂)	18

⑥

- ① 手動入力 供給事業者から受領した確認書に記載されている排出係数を入力してください。
- ② 手動入力 供給事業者から通知された対象となるコージェネの設置年度を入力してください。
- ③ 手動入力 事業所の基準年度を入力してください。過去実績の場合は、ア及びイに入力してください。
排出標準原単位の場合、ウに特定地球温暖化対策事業所に指定された前年度の年を入力してください。
- ④ 手動入力 受け入れた電力量又は熱量を入力してください。可能な限り小数点以下の値も入力してください。
- ⑤ 自動表示 適用される算定式を確認してください（CGSの設置年度と事業所の基準年度によりいずれかの式が選択されます）。
- ⑥ 手動入力 高効率コージェネからの電力又は熱の受入れに伴う削減量を算定報告書のその6シートに入力してください。

1-3. 高効率コジェネ受入評価の仕組み⑦

7. 特定温室効果ガス排出量算定報告書への記入方法2

特定温室効果ガス排出量算定報告書その6シート

(6) 燃料等使用量及び特定温室効果ガス排出量

燃 料 種 類	使 用 量 等		熱 量 (GJ)	特定温室効果ガス排出量	
	単 位	2016年度		排出係数 (t/GJ, 千kWh)	排出量 (t)
燃 料 及 び 熱	原 油	kL		0.0187	
	原 油 の う ち コ ン デ ン セ ー ト (NGL)	kL		0.0184	
	揮 発 油 (ガ ソ リ ン)	kL		0.0183	
	ナ フ	kL		0.0182	
	灯 油	kL		0.0185	
	軽 油	kL		0.0187	
	A 重 油	kL		0.0189	
	B ・ C 重 油	kL		0.0195	
	石 油 ア ス フ ァ ル ト	t		0.0208	
	石 油 コ ー ク ス	t		0.0254	
	石 油 ガ ス	液化石油ガス (LPG)	t	0.0161	
		石油系炭化水素ガス	千Nm ³	0.0142	
	可 燃 性 天 然 ガ ス	液化天然ガス (LNG)	t	0.0135	
		その他可燃性天然ガス	千Nm ³	0.0139	
	石 炭	原 料 炭	t	0.0245	
		一 般 炭	t	0.0247	
		無 煙 炭	t	0.0255	
	石 炭 コ ー ク ス	t		0.0294	
	コ ー ル タ ー ル	t		0.0209	
	コ ー ク ス 炉 ガ ス	千Nm ³		0.0110	
	高 炉 ガ ス	千Nm ³		0.0263	
	転 炉 ガ ス	千Nm ³		0.0384	
	そ の 他 の 燃 料	都 市 ガ ス (13A)	千Nm ³	0.0136	
		都 市 ガ ス (6A)	千Nm ³	0.0136	
	産 業 用 蒸 気	GJ		0.060	
	産 業 用 以 外 の 蒸 気	GJ		0.060	
	温 水	GJ		0.060	
	冷 水	GJ		0.060	
	再生可能エネルギーの環境価値を移転した熱	GJ		0.060	
	小 計				

電 気	一般送配電事業者の電線路を介して供給された電気	昼間 (8時～22時)	千kWh		0.489
		夜間 (22時～翌日8時)	千kWh		0.489
	その他の買電 (昼夜間不明の場合を含む。)		千kWh		0.489
	再生可能エネルギーの環境価値を移転した電気※		千kWh		0.489
	再生可能エネルギーを自家消費した電気※		千kWh		0.489
外 部 供 給	小 計		千kWh		
	自 ら 生 成 し た 熱 の 供 給		GJ		
	自 ら 生 成 し た 電 力 の 供 給		千kWh		
低 炭 素 電 力 の 受 入 れ	小 計				
	低 炭 素 電 力 の 受 入 れ				
	高 炭 素 電 力 の 受 入 れ				
高 効 率 コ ー ジ ネ レ ー シ ョ ン シ ス テ ム か ら の 電 気 の 受 入 れ	高 効 率 コ ー ジ ネ レ ー シ ョ ン シ ス テ ム か ら の 電 気 の 受 入 れ				⑤
	高 効 率 コ ー ジ ネ レ ー シ ョ ン シ ス テ ム か ら の 熱 の 受 入 れ				
	小 原 単 位 建 物 相 当 量				
合 計	小 計		GJ		0
	原 油 換 算		kL		

※環境価値換算量（電気等環境価値保有量）として評価される場合は、記入しないこと。

(参考) 自ら再生可能エネルギーから生成した熱又は電気の量	熱	GJ	
	電 気	千kWh	

1-3. 高効率コジェネ受入評価の仕組み⑧

7. 特定温室効果ガス排出量算定報告書への記入方法3

●特定温室効果ガス排出量算定報告書 その6シートへの入力

低炭素電力の受入れ					
低炭素熱の受入れ					
高炭素電力の受入れ					
高効率コージェネレーションシステムからの電気の受入れ					⑧
高効率コージェネレーションシステムからの熱の受入れ					
小原単位建物相当量					
合計	GJ				0
原油換算	kL				

※環境価値換算量（電気等環境価値保有量）として評価される場合は、記入しないこと。

(参考) 自ら再生可能エネルギーから生成した熱又は電気の量	熱	GJ	
	電気	千kWh	

⑧ 手動入力 高効率コージェネレーションからの電気又は熱の受入れ算定シートで算出された削減量⑦を、該当箇所に入力してください。

1-4. 低炭素電力・熱の選択の仕組み 高効率コジェネ受入評価の仕組み

1. 供給事業者の手続

- 低炭素電力の選択の仕組み、低炭素熱の選択の仕組み及び高効率コジェネ受入評価の仕組みを活用するためには、**供給事業者での手続が必要**

	提出書類	提出時期
低炭素電力	・ エントリーシート兼 同意書 ・ エネルギー状況報告書添付様式	毎年7月末まで
低炭素熱	・ エントリーシート兼 同意書 ・ 地域エネルギー供給実績報告書	毎年6月末まで
高効率コジェネ	・ 高効率コジェネ要件確認書	毎年11月末まで

- 各提出書類、提出方法等の詳細は、次の東京都環境局ホームページに掲載

低炭素電力、低炭素熱

http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/climate/large_scale/documents/low-carbon_supply/index.html

高効率コジェネ

http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/climate/large_scale/documents/countermeasure_plan_2017.html

An aerial photograph of a city, likely Tokyo, showing a dense cluster of skyscrapers and modern buildings. In the foreground, there is a large green park area with trees and a small body of water. The background shows a vast expanse of the city stretching towards the horizon under a hazy sky.

2. 電気事業法第27条に関連する 削減義務率の緩和措置

2. 電気事業法第27条に関連する緩和措置

1. 削減義務率の緩和措置の概要

- 電気事業法第27条の使用制限の緩和措置要件を満たす需要設備に係る排出量が事業所全体の1/2以上である事業所は、「より大幅な削減を定着・展開する第2計画期間」に限り、削減義務率の緩和措置を行うもの
- 第2計画期間においては、以下の要件を満たす事業所は、都の確認を受けることにより、削減義務率が緩和される。
 - (1) 削減義務率が17%又は15%であること。
 - (2) 緩和対象となる需要設備(詳細は後述)が主たる設備として存在すること。
 - (3) 需要設備からの排出量が事業所全体の1/2以上であること。
- 確認を受けるには、「電気事業法第27条に関連する削減義務率の緩和措置に係る確認書（以下「確認書」という。）」に根拠資料等を添えて、地球温暖化対策計画書と同時に提出する。
確認書提出の前年度が緩和措置の対象となる。
- 確認書は、緩和を希望する年度ごとに提出する。
(提出がない場合は緩和措置は適用されない。)

★詳細は、「電気事業法第27条に関連する削減義務率の緩和措置に関するガイドライン」参照

2. 電気事業法第27条に関連する緩和措置

2. 電気事業法第27条の使用制限緩和対象と都制度での緩和対象

●都制度で削減義務率の緩和措置の対象となる需要設備

- ・電気事業法第27条の使用制限の緩和措置※として削減率0%又は5%の要件を満たす需要設備（一部を除く。）

※使用最大電力の制限に係る経済産業大臣が指定する地域、期間等（平成23年経済産業省告示第126号）に基づく使用制限の緩和措置

●都制度で削減義務率の緩和措置の対象とならない需要設備

- ・電気事業法第27条の使用制限の緩和措置として削減率10%の要件を満たす需要設備
- ・電気事業法第27条の使用制限の緩和措置として削減率5%の要件を満たす需要設備のうちの一部の都施設、緩和対象時間帯が限定される需要設備及び発電のためのエネルギー供給等が制限緩和理由である需要設備

★2011年の国への電気事業法第27条使用制限緩和の申請の有無にかかわらず、第2計画期間の状況で、都制度の削減義務率の緩和対象となるかを確認
（検証不要）

2. 電気事業法第27条に関連する緩和措置

3. 都制度で削減義務率の緩和の対象となる需要設備（4%緩和）

電気事業法第27条の使用制限の緩和対象事業所		
告示番号	項目	削減率
第1号ア	医療施設、医薬品製造販売業（製造業）、 医薬品卸売販売業、医療機器製造販売業 （製造業）、社会福祉施設等	削減率0%
第1号イ	病院と医学、歯学等の学部や研究所等が 主要な施設として一体として立地するもの	
第2号ア	情報処理システムに係る需要設備、 クリーンルーム又は電解施設を有する需 要設備（いずれも変動率10%未満）	削減率0% 変動率については後述

都制度 削減義務率から 減ずる程度
4%

◆緩和措置適用（減ずる程度4%の場合）による削減義務率

区分Ⅰ－1：17%－4%＝13%

区分Ⅰ－2、区分Ⅱ：15%－4%＝11%

2. 電気事業法第27条に関連する緩和措置

3. 都制度で削減義務率の緩和の対象となる需要設備（2%緩和）

電気事業法第27条の使用制限の緩和対象事業所		
告示番号	項目	削減率
第2号ア	情報処理システムに係る需要設備、 クリーンルーム又は電解施設を有する需 要設備（いずれも変動率 10 %以上 15 %未満）	削減率5% 変動率については後述
第1号工	水道、下水道、揚水機場（都施設を除く。）	削減率5%
第1号キ	産業廃棄物処理施設	
第2号エ	一定の冷蔵室を有する食料・飲料卸売業、 定温倉庫、貯蔵槽倉庫、冷蔵倉庫	
第2号オ	中央・地方卸売市場（都施設を除く。）	
第2号カ	航空保安施設	
第2号キ	空港ターミナルビル	
第2号ク	港湾運送等に係る需要設備	

都制度
削減義務率から
減ずる程度

2%

◆緩和措置適用（減ずる程度2%の場合）による削減義務率

区分Ⅰ－1：17%－2%＝15%

区分Ⅰ－2、区分Ⅱ：15%－2%＝13%

2. 電気事業法第27条に関連する緩和措置

4. 情報処理システムに係る需要設備、クリーンルーム又は電解施設を有する需要設備に関する変動率について

- 情報処理システムに係る需要設備やクリーンルーム又は電解施設を有する需要設備の電力使用量の変動率については、告示第126号第5条に準じ、次の式を用いて算定する。
- 変動率は受電単位（電気事業者との契約単位）で算定する。

ただし、一つの需要設備の電力の供給を複数の電気事業者と契約（部分供給契約等）している場合は、それらを合計した電力量によって判断する。

変動率※ = 報告前年の7月1日から同年9月22日までの84日間における日間変動率の平均値

日間変動率 =
$$\frac{1 \text{ 時間の使用電力の最大値} - 1 \text{ 時間の使用電力の最小値}}{1 \text{ 時間の使用電力の最大値}}$$

ただし、データ欠損日、日間変動率が最大及び最小であるそれぞれ3日分の値については含めずに変動率を算定する。
また、当該平均値に小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。

※変動率の算定に当たっては、電気事業者による使用電力量の実績データを用いる必要がある。

申請の際には、算定年度の7月1日より前に電気需給契約を締結している電気事業者へ使用電力量の実績データの提供を依頼し、電気事業者により作成された使用電力量の実績データ（変動率の根拠データ）を添付する。変動率は提供されたデータシート上に表示されている。

◆電気事業者へデータの提供を依頼する際の文案

http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/climate/large_scale/cap_and_trade/documents/electricity_27.html

2. 電気事業法第27条に関連する緩和措置

4. 情報処理システムに係る需要設備、クリーンルーム又は電解施設を有する需要設備に関する変動率について（変動率の根拠データ）

- 電気事業者から提出される変動率の根拠データから、変動率を確認する。
（※あらかじめ電気事業者へ依頼しておく必要がある。）

■「電気事業法第27条に関連する削減義務率の緩和措置」 「第2号のア(情報処理システム等)」

店番番号	〇〇〇
お客さま番号	*****
お客さま名	〇〇〇〇
契約電力	*****

会社名	〇〇〇
部署(営業所名)	〇〇〇
担当者名	〇〇〇
電話	〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
作成日	〇〇年〇〇月〇〇日

※祝日は「祝」を記載

年	月	日	曜日	時間ごとの電力使用量(kWh)											
				0~1	1~2	2~3	3~4	4~5	5~6	6~7	7~8	8~9	9~10	10~11	11~12
2015	7	1	水	9.007	9.440	9.106	9.010	9.399	9.307	9.810	9.661	9.279	9.205	9.908	9.151
2015	7	2	木	9.268	9.305	9.920	9.644	9.965	9.096	9.210	9.989	9.247	9.777	9.940	9.848
2015	7	3	金	9.829	9.111	9.147	9.278	9.371	9.831	9.903	9.806	9.733	9.218	9.625	9.155
2015	7	4	土	9.143	9.126	9.435	9.200	9.658	9.500	9.330	9.862	9.194	9.876	9.903	9.505
2015	7	5	日	9.723	9.116	9.283	9.771	9.263	9.810	9.033	9.589	9.480	9.553	9.144	9.417
2015	7	6	月	9.658	9.157	9.721	9.641	9.406	9.070	9.886	9.672	9.147	9.484	9.613	9.531
2015	7	7	火	9.080	9.187	9.644	9.400	9.961	9.350	9.493	9.284	9.847	9.992	9.923	9.993
2015	7	8	水	9.426	9.593	9.853	9.524	9.810	9.604	9.698	9.906	9.719	9.082	9.518	9.474
2015	7	9	木	9.609	9.944	9.981	9.229	9.128	9.593	9.310	9.877	9.639	9.037	9.046	9.787
2015	7	10	金	9.962	9.909	9.386	9.889	9.847	9.956	9.381	9.938	9.530	9.721	9.034	9.452
2015	7	11	土	9.364	9.837	9.884	9.611	9.937	9.033	9.533	9.935	9.590	9.087	9.753	9.040
2015	7	12	日	9.326	9.314	9.041	9.029	9.217	9.502	9.643	9.628	9.532	9.844	9.446	9.825
2015	7	13	月	9.363	9.326	9.411	9.403	9.798	9.506	9.384	9.773	9.906	9.635	9.711	9.248
2015	7	14	火	9.215	9.362	9.181	9.596	9.633	9.312	9.043	9.504	9.206	9.905	9.340	9.431

添付(使用電力量のデータ)

「電解施設を有する需要設備」での緩和申請を行う際の変動率の根拠データ

①電力使用量
最大値・最小値

(参考) 平日13時から16時までのピーク時における使用電力の値の調整を行っている場合であって、当該調整を行っている時間帯の使用電力の値を算定に含めない場合に利用するデータ

23~24	合計	電力使用量(kWh)		日間変動率(%)	備考
		最大値	最小値		
9.253	209.002	9.999	9.007		
9.356	230.571	9.989	9.096	8.94	1
9.288	227.208	9.975	9.025	9.52	1
9.916	229.078	9.963	9.126	8.40	1
9.468	227.274	9.810	9.033	7.92	0
9.809	219.103	9.886	9.070		
9.277	229.046	9.993	9.032	9.62	1
9.914	228.924	9.994	9.069	9.26	1
9.146	228.536	9.981	9.037	9.46	1
9.715	230.966	9.998	9.034	9.64	1
9.955	229.565	9.995	9.033	9.62	1
9.166	227.512	9.935	9.029	9.12	1
9.380	227.502	9.906	9.063	9.12	1
9.690	228.379	9.993	9.039	9.56	1

電力使用量(kWh)	日間変動率(%)	備考
最大値	最小値	
9.908	9.007	
9.989	9.096	8.94
9.975	9.025	9.52
9.963	9.126	8.40
9.810	9.033	7.92
9.886	9.070	
9.993	9.032	9.62
9.975	9.069	9.08
9.981	9.037	9.46
9.962	9.034	9.32
9.995	9.033	9.62
9.935	9.029	9.12
9.906	9.063	9.12
9.993	9.039	9.56

2015	9	11	金	9.158	9.919	9.816	9.460	9.938	9.257	9.042	9.079	9.021	9.238	9.659	9.171	9.985	9.366
2015	9	12	土	9.034	9.714	9.168	9.590	9.420	9.830	9.483	9.563	9.556	9.662	9.259	9.770	9.828	9.696
2015	9	13	日	9.132	9.793	9.029	9.352	9.993	9.270	9.296	9.291	9.379	9.244	9.763	9.227	9.919	9.387
2015	9	14	月	9.919	9.726	9.356	9.276	9.412	9.544	9.843	9.067	9.980	9.099	9.241	9.422	9.028	9.548
2015	9	15	火	9.928	9.453	9.380	9.917	9.032	9.421	9.561	9.035	9.038	9.154	9.241	9.603	9.351	9.213
2015	9	16	水	9.421	9.863	9.018	9.356	9.796	9.050	9.939	9.747	9.916	9.610	9.812	9.659	9.845	9.970
2015	9	17	木	9.638	9.717	9.371	9.066	9.401	9.493	9.291	9.640	9.857	9.330	9.390	9.985	9.645	9.582
2015	9	18	金	9.290	9.266	9.370	9.561	9.991	9.724	9.517	9.223	9.051	9.893	9.758	9.249	9.749	9.755
2015	9	19	土	9.300	9.067	9.278	9.831	9.696	9.600	9.341	9.351	9.393	9.424	9.461	9.348	9.043	9.534
2015	9	20	日	9.314	9.775	9.330	9.517	9.229	9.070	9.234	9.286	9.690	9.193	9.516	9.744	9.605	9.225
2015	9	21	月	9.442	9.348	9.531	9.540	9.107	9.150	9.221	9.697	9.341	9.997	9.675	9.007	9.877	9.065
2015	9	22	火	9.965	9.411	9.821	9.091	9.308	9.602	9.434	9.804	9.222	9.859	9.778	9.610	9.687	9.745

※電力使用量は、1時間当たりの電力使用量とする。(データ欠損については、空欄で表記)

※※※平均値の算定に当たり、施設トラブル等による特異な変動率を排除するため、各日の変動率のうち、変動率が大きい上位3日及び変動率が小さい上位3日を除外する。データ欠損日は「0」で示した。データ欠損日は「0」で示した。

9.274	226.444	9.985	9.021	9.65	1
9.897	228.273	9.897	9.032	8.74	1
9.059	227.896	9.993	9.029	9.65	1
9.105	225.792	9.980	9.028	9.54	1
9.691	225.021	9.928	9.026	9.09	1
9.696	221.053	9.986	9.016		
9.634	229.939	9.998	9.066	9.32	1
9.575	228.450	9.991	9.015	9.77	1
9.901	227.112	9.975	9.043	9.34	1
9.261	225.801	9.997	9.041	9.56	1
9.653	226.577	9.997	9.001	9.96	0
9.940	230.016	9.991	9.025	9.67	1

②変動率

③ピーク調整契約の場合の変動率

2. 電気事業法第27条に関連する緩和措置

4. 情報処理システムに係る需要設備、クリーンルーム又は電解施設を有する需要設備に関する変動率について（その他の計算方法）

●下記に該当する場合には、変動率の算定方法を変更する。

- （1）蓄熱負荷設備を用いて昼間の使用電力の値を調整する電気事業者との契約に基づき、夜間において蓄熱負荷設備を運転している場合

蓄熱調整契約を締結している場合の日間変動率＝

$$\frac{（1 時間の使用電力の最大値 - （1 時間の使用電力の最小値 + 1 時間当たりの平均蓄熱電力※））}{1 時間の使用電力の最大値}$$

※ 1 時間当たりの平均蓄熱電力＝算定期間の蓄熱に係る使用電力量 / （算定期間の日数 × 10 時間）

蓄熱に係る使用電力量の根拠資料として、電気事業者の根拠資料（請求書等）を提出する。

- （2）一般電気事業者又は特定規模電気事業者との契約に基づき、昼間のエネルギー使用の尖頭（ピーク）時における使用電力の値の調整を行っている場合

→当該調整を行っている時間帯の使用電力の値を、上記平均値の算定に含めないことができる。電気事業者による使用電力量の実績データ（変動率の根拠データ）に記載。

- （3）当該需要設備に係る計量器に表示される使用電力の値の最小単位の値に当該計量器に係る乗数を乗じて得た値が、その契約電力の値に0.05を乗じて得た値に比べて大きい場合（計量可能な最小単位が契約電力の5%よりも大きい場合）

→算定される需要変動の率から5%を引いて得たものを需要変動の率とする。

2. 電気事業法第27条に関連する緩和措置

4. 情報処理システムに係る需要設備、クリーンルーム又は電解施設を有する需要設備に関する変動率について（その他の計算方法）

●情報通信システムに係る需要設備で、**蓄熱調整契約をしている場合**、変動率算定シートを用いて変動率を算出する。

算出された変動率を確認書の変動率の欄に転記する。

電気事業者から提出された「**変動率根拠データ**」の電力使用量の**最大値、最小値**を転記する。変動率の根拠データは根拠資料として提出する。

1か月当たりの蓄熱電力量が記載された電気料金等の内訳書を基に、1時間当たりの平均蓄熱電力※を算出して入力する。電気料金等の内訳書は根拠資料として提出する。

※1時間当たりの平均蓄熱電力＝
検針期間の蓄熱に係る使用電力量/
（検針期間の日数×10時間）

「変動率根拠データ」の電力使用量に欠損があった場合は、当該日の電力使用量は空欄とする。

蓄熱調整契約を締結している場合における変動率算定シート^注

変動率 5 %

日付	電力使用量 (kWh)		日間 変動率 (%)
	最大値	最小値	蓄熱電力
7月1日	1900	1400	600
7月2日	1950	1550	600
7月3日	1700	1250	600
7月4日	1850	1200	600
7月5日	2000	1500	600
7月6日	1950	1400	600
7月7日	1900	1300	600
7月8日	1850	1200	600
7月9日	2000	1350	600
7月10日	1900	1400	600
7月11日	1900	1400	600
7月12日	1900	1400	600
7月13日	1950	1550	600
7月14日	1800	1400	600
7月15日	1850	1200	600
7月16日	2000	1500	600
7月17日	1950	1400	600
7月18日	1900	1300	600
7月19日	1850	1200	600
7月20日	2000	1450	600
7月21日	2100	1500	600
7月22日	1900	1400	600
7月23日	1950	1500	600
7月24日	1950	1550	600
7月25日	1800	1400	600
7月26日	1850	1300	600
7月27日	1950	1400	600
7月28日	1900	1450	600
7月29日	1800	1400	600
7月30日	1900	1300	600
7月31日	1700	1200	600

日付	電力使用量 (kWh)		日間 変動率 (%)
	最大値	最小値	蓄熱電力
8月1日	1950	1400	650
8月2日	1900	1300	650
8月3日	1850	1200	650
8月4日	2000	1500	650
8月5日	2100	1600	650
8月6日	1900	1400	650
8月7日	1950	1500	650
8月8日	1850	1350	650
8月9日	1850	1200	650
8月10日	2000	1500	650
8月11日	1950	1400	650
8月12日	1900	1300	650
8月13日	1850	1200	650
8月14日	2000	1500	650
8月15日	2100	1500	650
8月16日	1900	1400	650
8月17日	1950	1500	650
8月18日	1900	1550	650
8月19日	1750	1200	650
8月20日	1850	1300	650
8月21日	1950	1400	650
8月22日	1900	1450	650
8月23日	1800	1400	650
8月24日			
8月25日	1950	1400	650
8月26日	1900	1450	650
8月27日	2000	1500	650
8月28日	1950	1400	650
8月29日	1900	1300	650
8月30日	1850	1200	650
8月31日	2000	1500	650

日付	電力使用量 (kWh)		日間 変動率 (%)
	最大値	最小値	蓄熱電力
9月1日	1950	1400	550
9月2日	1900	1300	550
9月3日	1850	1200	550
9月4日	2000	1400	550
9月5日	2100	1500	550
9月6日	1900	1400	550
9月7日	1950	1550	550
9月8日	1800	1400	550
9月9日	1850	1200	550
9月10日	2000	1500	550
9月11日	1950	1400	550
9月12日			
9月13日	1850	1200	550
9月14日	2000	1500	550
9月15日	2100	1500	550
9月16日	1900	1400	550
9月17日	1950	1500	550
9月18日	1950	1550	550
9月19日	1800	1400	550
9月20日	1850	1300	550
9月21日	1950	1400	550
9月22日	1900	1450	550

2. 電気事業法第27条に関連する緩和措置

5. 「需要設備」及び「排出量1/2以上」の確認方法

- 手順① 対象事業所内において都制度の削減義務率の緩和対象となる需要設備の有無を確認
手順② 需要設備の要件確認範囲として受電単位又は建物単位※1を選択し、需要設備がその範囲における主たる設備※2に該当するか確認
手順③ 要件確認範囲における排出量が「事業所全体の1/2以上」であるか確認

※1 情報システムに係る需要設備等は選択不可

(排出量が算定できない場合に限り、床面積も可)

※2 電気事業法第27条における緩和措置適用の運用を踏まえて判断する。

「ガイドライン」表4に記載がある資料や需要設備の要件確認及び排出量1/2以上を確認するための資料を根拠として提出する必要がある。

<イメージ>

受電単位の場合

建物単位の場合

②建物における主たる設備

①緩和対象設備の有無

①緩和対象設備の有無

A棟

A棟

B棟

B棟

C棟

C棟

D棟
医療施設

D棟
医療施設

受電A

受電B

②受電単位における主たる設備

③需要設備を含む範囲における排出量が事業所全体の1/2以上

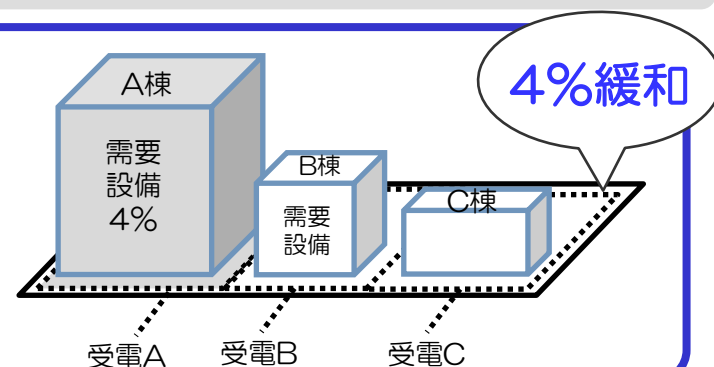
③建物における排出量が事業所全体の1/2以上

2. 電気事業法第27条に関連する緩和措置

6. 都制度の削減義務率から減ずる程度

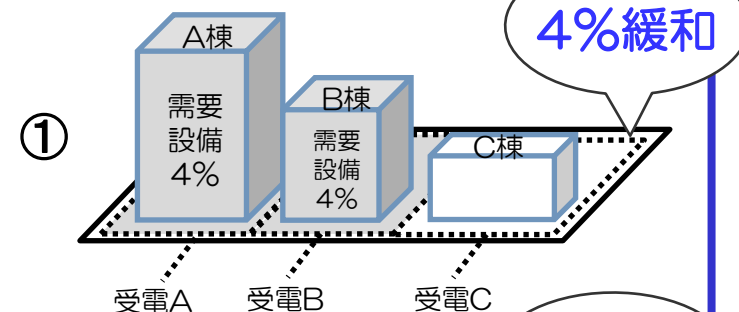
●要件を満たす**需要設備の範囲が1つ**で事業所全体の排出量の1/2以上となる場合

・右図において、受電Aの排出量が単独で事業所全体の排出量の1/2以上であれば、受電Aの「減ずる程度」を、事業所全体に適用

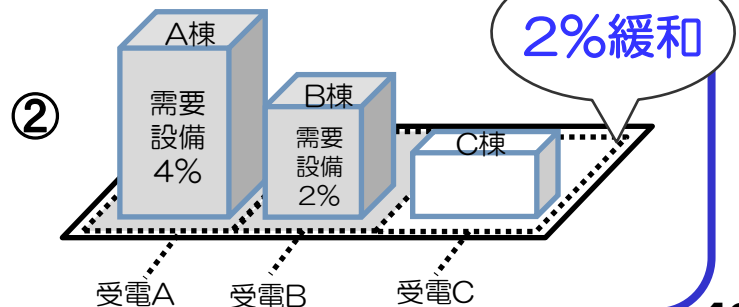


●要件を満たす**需要設備の範囲を2つ以上合計して**事業所全体の排出量の1/2以上となる場合

①受電Aと受電Bの「減ずる程度」が同じであれば、受電A受電B共通の「減ずる程度」を事業所全体に適用



②受電Aと受電Bの「減ずる程度」が異なる場合は、「減ずる程度2%」を、事業所全体に適用



2. 電気事業法第27条に関連する緩和措置

7. 確認書の様式

(1面)

電気事業法第27条に関連する削減義務率の緩和措置に係る確認書

指 定 番 号		事業所の名称	
---------	--	--------	--

1 都制度の削減義務率緩和措置の対象となる需要設備^{※1}

需 要 設 備	削減義務率 から減する 程度 (%)	変動率 ^{※2} (%)

※1：ガイドライン表4に記載されている各需要設備を確認する書類を提出してください。

※2：情報通信システムに係る需要設備、クリーンルーム又は電解施設を有する需要設備に該当する場合のみ入力してください。

根拠書類として電気事業者から提出された「変動率の根拠データ」、蓄熱調整契約を締結している場合は「蓄熱調整契約を締結している場合における変動率算定シート」を提出してください。

2 需要設備の要件確認^{※3}

● 受電単位	【2】年 間 受 電 力 電 量		kWh	○ 建物単位※4	建 物 の 延 べ 床 面 積		m ²
	需 要 設 備 の 年 間 使 用 電 力 電 量		kWh		需 要 設 備 が 占 め る 床 面 積		m ²
	割 合		%		割 合		%
電力量又は面積の説明							

※3：需要設備の要件確認に使用した根拠資料を添付してください。

※4：情報通信システムに係る需要設備、クリーンルーム又は電解施設を有する需要設備の場合は選択不可です。

～注意点～

【1】変動率 (%)

- 変動率の根拠データにて算出された値を転記する。
- 「情報処理システムに係る需要設備、クリーンルームまたは電解施設を有する需要設備」以外の需要設備で要件確認をした場合は、記載不要。

※ピーク時使用電力調整契約をしている場合は、「ピーク時除いた変動率」を記載すること。

【2】年間受電電力量

- 需要設備を含む受電点における、前年度の受電電力量を記載する。
(事業所全体の受電電力量ではない)

2. 電気事業法第27条に関連する緩和措置

7. 確認書の様式

(2面)

3 排出量の1/2以上の確認※5

○ 排出量	事業所全体の排出量	事業所の延べ床面積
	需要設備の要件を確認した範囲の排出量	需要設備の要件を確認した範囲の床面積
	割合	割合
排出量又は面積の説明※7		

※5：排出量の1/2以上を確認した根拠資料を添付してください。

※6：排出量の把握ができない場合に選択してください。

※7：複数の要件確認範囲がある場合、その排出量の内訳を記載してください。

4 事業所全体で適用される都制度の削減義務率から減ずる程度

削減義務率から減ずる程度	%
--------------	---

5 備考

以下に、該当する場合は、□をチェックしてください。

- ☐ 2011年度に電気事業法第27条に基づく制限緩和通知を受け、需要設備の状況に変化はない。
- ☐ 前回提出時から需要設備の状況に変化はない(二回目の申請以降にチェックしてください。)

6 添付する書類

	△別紙 () のとおり
	△別紙 () のとおり
	△別紙 () のとおり

～注意点～

- 【3】 需要設備の要件を確認した範囲の排出量
- 2で選択した範囲における、**全ての燃料種の排出量を記入する（電気使用分だけではない）**。

※この値に対する**根拠資料は、可能な限り検証済みの特定温室効果ガス排出量算定報告書とする**（同報告書にないデータを用いる場合、別途根拠資料の提出が必要）。

【4】 床面積

- 需要設備の要件を確認した範囲の**排出量が確認できない場合に限り**、この欄にチェックを入れ、「事業所の延べ床面積」等を記入する。
- 原則は排出量を記入し**、この欄は使用しない。

【5】 削減義務率から減ずる程度

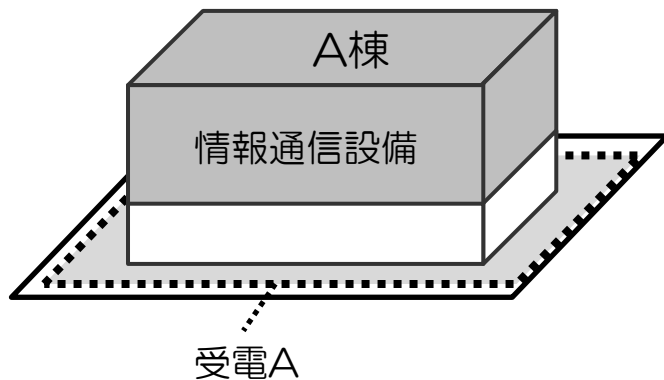
- 1面の1に表示される値を記入する。
- 複数の「減ずる程度」の異なる要件確認範囲を合計して、排出量が事業所全体の1/2を超える場合、**「減ずる程度」は2%**となる。

2. 電気事業法第27条に関連する緩和措置

8. 記入例 (1) 情報処理システム等に係る需要設備 その1

【事業所の概要例】

- 一つの建物からなる事業所
- 10フロア中、7フロアが情報通信用途
- 単独受電



受電Aの年間電力量	9000 千kWh	監視点No1、2
情報通信設備における年間電力量	8000 千kWh	需要設備の自主検針結果(実測)
事業所全体の排出量	5000 t	特定温室効果ガス排出量算定報告書
受電Aの範囲における排出量	5000 t	特定温室効果ガス排出量算定報告書
変動率	7%	変動率根拠データ

①計画書提出書と同じ指定番号、事業所名称を記載

②電気事業者から提出された「変動率根拠データ」に記載されている「変動率」の値を入力。「変動率根拠データ」等は根拠資料として提出

指定番号	0000	事業所の名称	株式会社東京都
------	------	--------	---------

1 都制度の削減義務率緩和措置の対象となる需要設備※1

需要設備	削減義務率から減ずる程度(%)	変動率※2(%)
情報処理システムに係る需要設備、クリーンルーム又は電解施設を有する需要設備(変動率10%未満)	4	7

③緩和対象となる需要設備を選択

④情報通信に係る需要設備は、受電単位のみ選択可能

⑤需要設備を含む受電点における年間電力量を入力

⑥需要設備の年間使用電力量を入力

⑦特定温室効果ガス排出量算定報告書から確認できる場合は、監視点番号を記入

2 需要設備の要件確認※3

受電単位	年間受電電力量	年間使用電力量	割合
	9,000,000 kWh	8,000,000 kWh	
● 受電単位			88 %

○ 建物単位※4

需要設備の要件の確認で「受電単位」を選択した。本事業所は単独受電である。

電力量又は面積の説明

受電点の受電電力量 : 9000000kWh(監視点No1,2)
 需要設備の使用電力量 : 8000000kWh
 (需要設備の電力計検針結果、単線結線図)

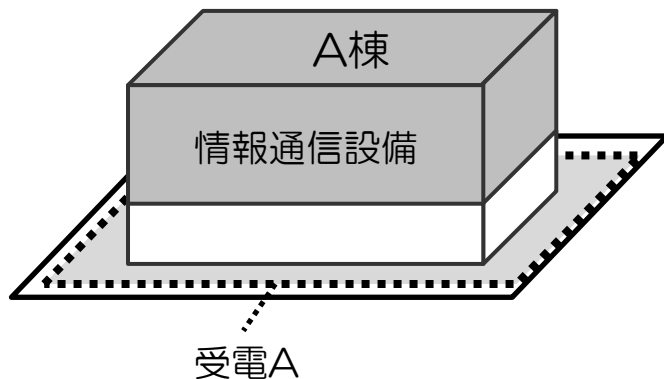
⑧確認できる根拠資料を記入し、根拠資料を提出

2. 電気事業法第27条に関連する緩和措置

8. 記入例 (1) 情報処理システム等に係る需要設備 その2

【事業所の概要例】

- 一つの建物からなる事業所
- 10フロア中、7フロアが情報通信用途
- 単独受電



受電Aの年間電力量	9000 千kWh	監視点No1、2
情報通信設備における年間電力量	8000 千kWh	需要設備の自主検針結果（実測）
事業所全体の排出量	5000 t	特定温室効果ガス排出量算定報告書
受電Aの範囲における排出量	5000 t	特定温室効果ガス排出量算定報告書
変動率	7%	変動率根拠データ

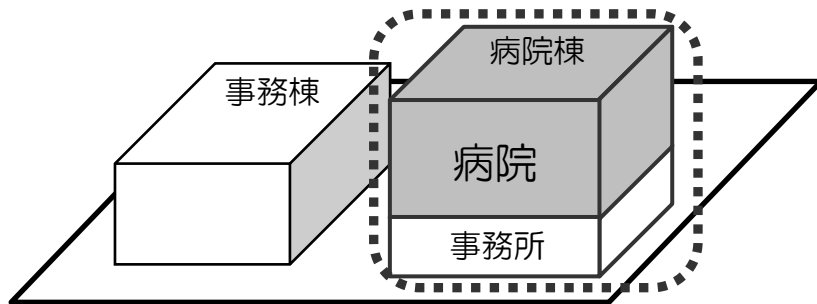
3 排出量の1/2以上の確認※5										
⑨排出量を選択	<table border="1"> <tr> <td>事業所全体の排出量</td> <td>5,000</td> <td>CO2</td> </tr> <tr> <td>需要設備の要件を確認した範囲の排出量</td> <td>5,000</td> <td>CO2</td> </tr> <tr> <td>割合</td> <td>100</td> <td>%</td> </tr> </table>	事業所全体の排出量	5,000	CO2	需要設備の要件を確認した範囲の排出量	5,000	CO2	割合	100	%
事業所全体の排出量	5,000	CO2								
需要設備の要件を確認した範囲の排出量	5,000	CO2								
割合	100	%								
排出量又は面積の説明※7	⑩特定温室効果ガス排出量算定報告書における事業所全体の排出量を入力 ⑪需要設備の要件を確認した範囲の排出量を入力（電気以外の排出量を含む） ⑫排出量の計算、根拠を記載 需要設備の要件の確認で「受電単位」を選択した。本事業所は単独受電である。 事業所全体の排出量 : 5000t (特定温室効果ガス排出量算定報告書) 要件を確認した範囲の排出量 : 5000t(")									
4 事業所全体で適用される都制度の削減義務率から減ずる程度										
削減義務率から減ずる程度	4 %									
5 備考										
⑬削減義務率から減ずる程度を記入 ⑭該当するものがあればチェック ☒ 2011年度に電気事業法第27条に基づく制限緩和を受け、需要設備の状況に変化はない。 ☐ 前回提出時から需要設備の状況に変化はない(二期目の申請以降にチェックしてください。)										
6 添付する書類										
変動率計算資料	△別紙 (2) のとおり									
サーバ室設計図面、需要設備の電力計検針結果、単線結線図	△別紙 (2) のとおり									
2011年度の電気事業法27条に基づく緩和申請及び通知の写し	△別紙 (3) のとおり									
⑮電気事業法第27条に基づく使用制限緩和通知を受けた事業所は、通知書の写しを提出する。										

2. 電気事業法第27条に関連する緩和措置

8. 記入例 (2) 医療施設等 その1

【事業所の概要】

- ・事務棟と病院棟から構成
- ・病院棟8Fのうち1Fから2Fは事務所、3Fから8Fは病院
- ・建物単位で申請



病院棟の床面積	20000m ²	建築基準法による確認申請
病院の占める床面積	17000m ² (85%)	CAD読み取り
事業所全体の排出量 (事務棟+病院棟)	5000 t	特定温室効果ガス排出量算定報告書
病院棟の排出量	3000 t	実測

①計画書提出書と同じ指定番号、事業所名称を記載

関連する削減義務率の緩和措置に係る確認書

指定番号	0000	事業所の名称	株式会社東京都
1 都制度の削減義務率緩和措置の対象となる需要設備 ^{※1}			
需 要 設 備	削減義務率から減ずる温度(%)	変動率 ^{※2} (%)	
医療施設	4		
④建物単位で申請する場合はチェック			
⑤需要設備を含む建物の延べ床面積を入力			

③記入不要

2 需要設備の要件確認 ^{※3}					
○ 受電単位	年間受電量	kWh	建物の延べ床面積	20000	m ²
	需要設備の年間使用電力	kWh	需要設備が占める床面積	17000	m ²
	割合		割合	85	%
需要設備の要件の確認で「建物単位」を選択した。 病院棟と事務棟があり、需要設備は病院棟にある。 病院棟の延べ床面積 : 20000m ² (建築基準法による確認申請) 需要設備が占める面積 : 17000m ² (CADによる面積読み取り)					

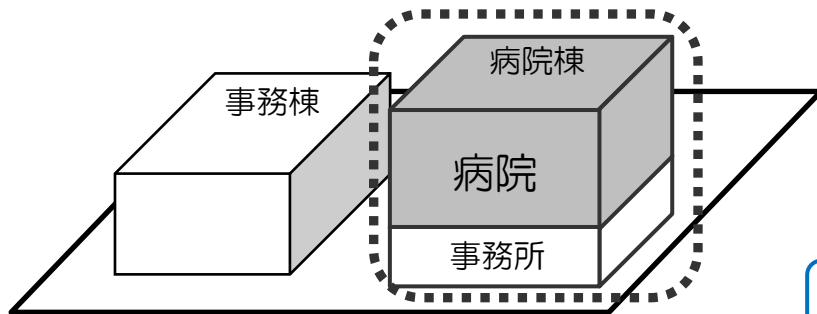
⑦確認できる根拠資料を記入。
根拠資料は提出。

2. 電気事業法第27条に関連する緩和措置

8. 記入例 (2) 医療施設等 その2

【事業所の概要】

- ・事務棟と病院棟から構成
- ・病院棟8Fのうち1Fから2Fは事務所、3Fから8Fは病院
- ・建物単位で申請



病院棟の床面積	20000m ²	建築基準法による確認申請
病院の占める床面積	17000m ² (85%)	CAD読み取り
事業所全体の排出量 (事務棟+病院棟)	5000 t	特定温室効果ガス排出量算定報告書
病院棟の排出量	3000 t	実測

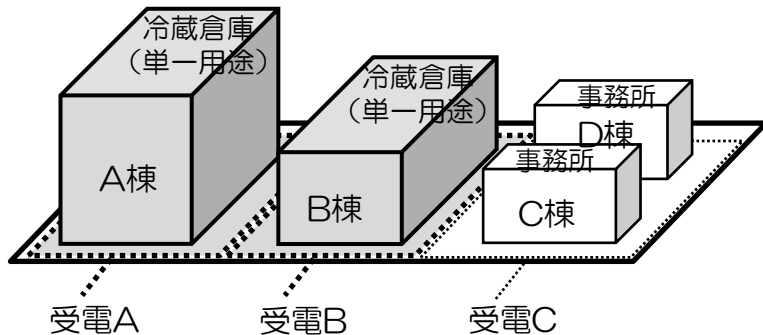
3 排出量の1/2以上の確認※			
● 排出量	事業所全体の排出量	5,000	t-800
	需要設備の要件を確認した範囲の排出量	3,000	t-802
	割合	60	%
排出量又は面積の説明※7 需要設備の要件の確認で「建物単位」を選択した。 病院棟の自主検針結果により、排出量で1/2以上を確認する。 事業所全体の排出量 : 5000t (特定温室効果ガス排出量算定報告書) 病院棟の排出量 : 3000t =0.489t/千kWh × 6000千kWh (自主検針結果) 都市ガス排出量66t (監視点No.10)			
⑪排出量を監視点から確認できる場合は、監視点番号を記入 ⑫監視点から確認できない場合は、算定方法、根拠資料を記入し根拠資料を提出			
4 事業所全体で適用される都制度の削減義務率から減ずる程度			
削減義務率から減ずる程度		4 %	
5 備考			
以下に、該当する場合は、□をチェックしてください。			
☒ 2011年度に電気事業法第27条に基づく制限緩和を受け、需要設備の状況に変化はない。			
☐ 前回提出時から需要設備の状況に変化はない(二期目申請以降は「なし」と記載)			
6 添付する書類			
医療法に基づく許可証の写し			
建築基準法の確認申請の写し、建物の平面図(CAD出力)、事業所内の建物の配置図、病院棟自主検針結果			
2011年度の電気事業法27条に基づく緩和申請及び通知の写し			
⑬削減義務率から減ずる程度を記入			
⑭需要設備の根拠資料についてはガイドライン表4を参照			
⑮電気事業法第27条に基づく使用制限緩和通知を受けた事業所は、通知書の写しを提出			

2. 電気事業法第27条に関連する緩和措置

8. 記入例 (3) 冷蔵倉庫等 その1

【事業所の概要】

- ・ 4棟から構成される事業所
- ・ 冷蔵倉庫A、B棟、事務所C、D棟、全て単一用途
- ・ 受電点は3点、需要設備（冷蔵倉庫）に電力を供給しているものは2点



受電Aの受電電力量	3000 kWh	監視点1
受電Bの受電電力量	3000 kWh	監視点2
受電Cの受電電力量	1000 kWh	監視点5
事業所全体の排出量 (A棟+B棟+C棟+D棟)	5000 t	特定温室効果ガス排出量算定報告書
確認範囲Aの排出量	2000 t	監視点1,3
確認範囲Bの排出量	2000 t	監視点2,4

①計画書提出書と同じ指定番号、事業所名称を記載

連する削減

②緩和対象となる需要設備を選択

書

指定番号	0000	事業所の名称	株式会社東京都
------	------	--------	---------

③記入不要

1 都制度の削減義務率緩和措置の対象となる需要設備※1

需 要 設 備	削減義務率から減ずる程度 (%)	変動率※2 (%)
一定の冷蔵室を有する食料・飲料卸売業、定温倉庫、貯蔵槽倉庫、冷蔵倉庫	2	

④受電単位を選択

⑤需要設備を含む受電点における年間電力量を入力

⑥需要設備の年間使用電力量を入力

⑦特定温室効果ガス算定報告書から確認できる場合は、監視点番号を記入

2 需要設備の要件確認※3

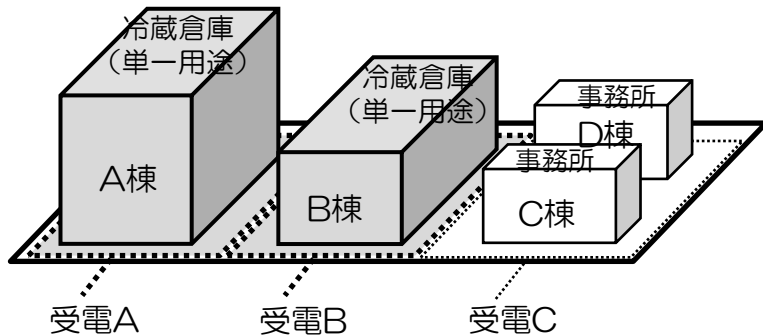
● 受電単位	年間受電電力量	6,000,000 kWh
	需要設備の年間使用電力量	6,000,000 kWh
	割合	100 %
電力量又は面積の説明		
需要設備の要件の確認で「受電単位」を選択した。本事業所は複数受電である。需要設備は2つあり、受電点A、受電点Bはそれぞれ需要設備のみに電力を供給している。 受電点Aの受電電力量 : 3000000kWh(監視点No1) 受電点Bの受電電力量 : 3000000kWh(監視点No2) 合計 : 6000000kWh		

2. 電気事業法第27条に関連する緩和措置

8. 記入例 (3) 冷蔵倉庫等 その2

【事業所の概要】

- ・ 4棟から構成される事業所
- ・ 冷蔵倉庫A、B棟、事務所C、D棟、全て単一用途
- ・ 受電点は3点、需要設備（冷蔵倉庫）に電力を供給しているものは2点



3 排出量の1/2以上の確認※5		
事業所全体の排出量	5,000	t-CO2
需要設備の要件を確認した範囲の排出量	4,000	t-CO2
割合	80	%
排出量又は面積の説明※7	需要設備の要件の確認で「受電単一」を確認。確認範囲は2つある。 事業所全体の排出量 : 5000t (特定温室効果ガス排出量算定報告書) 要件を確認した範囲Aの排出量 : 2000t (" 監視点No1,3) 要件を確認した範囲Bの排出量 : 2000t (" 監視点No2,4) 合計 : 4000t (監視点No3,4は非常用発電機燃料タンク)	

4 事業所全体で適用される都制度の削減義務率から減ずる程度		
削減義務率から減ずる程度	2	%

5 備考		
以下に、該当する場合は、□をチェックしてください		
☒ 2011年度に電気事業法第27条に基づく制限緩和通知を受け、需要設備の状況に変化はない。 ☐ 前回提出時から需要設備の状況に変化はない(二期目の申請以降にチェックしてください。)。		

6 添付する書類		
一類倉庫であることを証する国土交通大臣からの登録通知書の写し	△別紙 (2) のとおり	
建物の平面図(CAD出力)	△別紙 (2) のとおり	
2011年度の電気事業法27条に基づく緩和申請及び通知の写し	△別紙 (3) のとおり	

受電Aの受電電力量	3000 kWh	監視点1
受電Bの受電電力量	3000 kWh	監視点2
受電Cの受電電力量	1000 kWh	監視点5
事業所全体の排出量 (A棟+B棟+C棟+D棟)	5000 t	特定温室効果ガス排出量算定報告書
確認範囲Aの排出量	2000 t	監視点1,3
確認範囲Bの排出量	2000 t	監視点2,4

2. 電気事業法第27条に関連する緩和措置

9. 手続

国への電気事業法第27条使用制限緩和の申請の有無にかかわらず次のとおり。

- 削減義務率の緩和対象であるかの確認は、第2計画期間の状況で判断
(例) 例えば、2016年度に、「電気事業法第27条に関連する削減義務率の緩和措置の対象需要設備が排出量の1/2以上」に該当した場合は、翌2017年度に、「電気事業法第27条に関連する削減義務率の緩和措置に係る確認書」及びその根拠書類等を計画書に添付し提出

- 第2号のア（情報通信等に係る需要設備）での申請を予定する場合は変動率の確認のため、算定年度（報告前年度）の7月1日より前に電気事業者へ使用電力量の実績データの提供を依頼

<イメージ>

期間	第2計画期間			
年度	2016	2017	2018	...
事項	「電気事業法第27条に関連する削減義務率の緩和措置の対象需要設備が排出量の1/2以上」に該当	◎計画書に添付し提出	以降、毎年度同様	

要件が確認されれば、2016年度（要件を満たした年度）の削減義務率が緩和される。

2. 電気事業法第27条に関連する緩和措置

9. 手続（提出資料について）

●提出書類の例を以下に示す。

書類名称		備考
電気事業法第27条に関連する削減義務率の緩和措置に係る確認書		
施設の開設許可書等	（病院等）	※
施設の平面図、単線結線図	（情報通信、クリーンルーム等）	※
変動率の根拠データ	（情報通信、クリーンルーム等）	※
蓄熱調整契約を締結している場合における変動率算定シート	蓄熱調整契約を締結している場合	※
事業所面積の根拠となる資料	面積・建物で確認した場合	※
電気使用量等の根拠となる資料	電力・排出量で確認した場合	※
2011年当時の制限緩和通知書	電力使用制限緩和を受けていた場合	可能であれば提出

※2回目以降の提出において、**前回提出時から需要設備の状況に変化がない場合は**、提出は不要

An aerial photograph of a city skyline, likely Tokyo, showing numerous skyscrapers and dense urban development. A semi-transparent grey rectangular box is centered over the image, containing white Japanese text. The text is bold and reads: '3. 中小企業等が1/2以上所有する 指定相当地球温暖化対策事業所'.

3. 中小企業等が1/2以上所有する 指定相当地球温暖化対策事業所

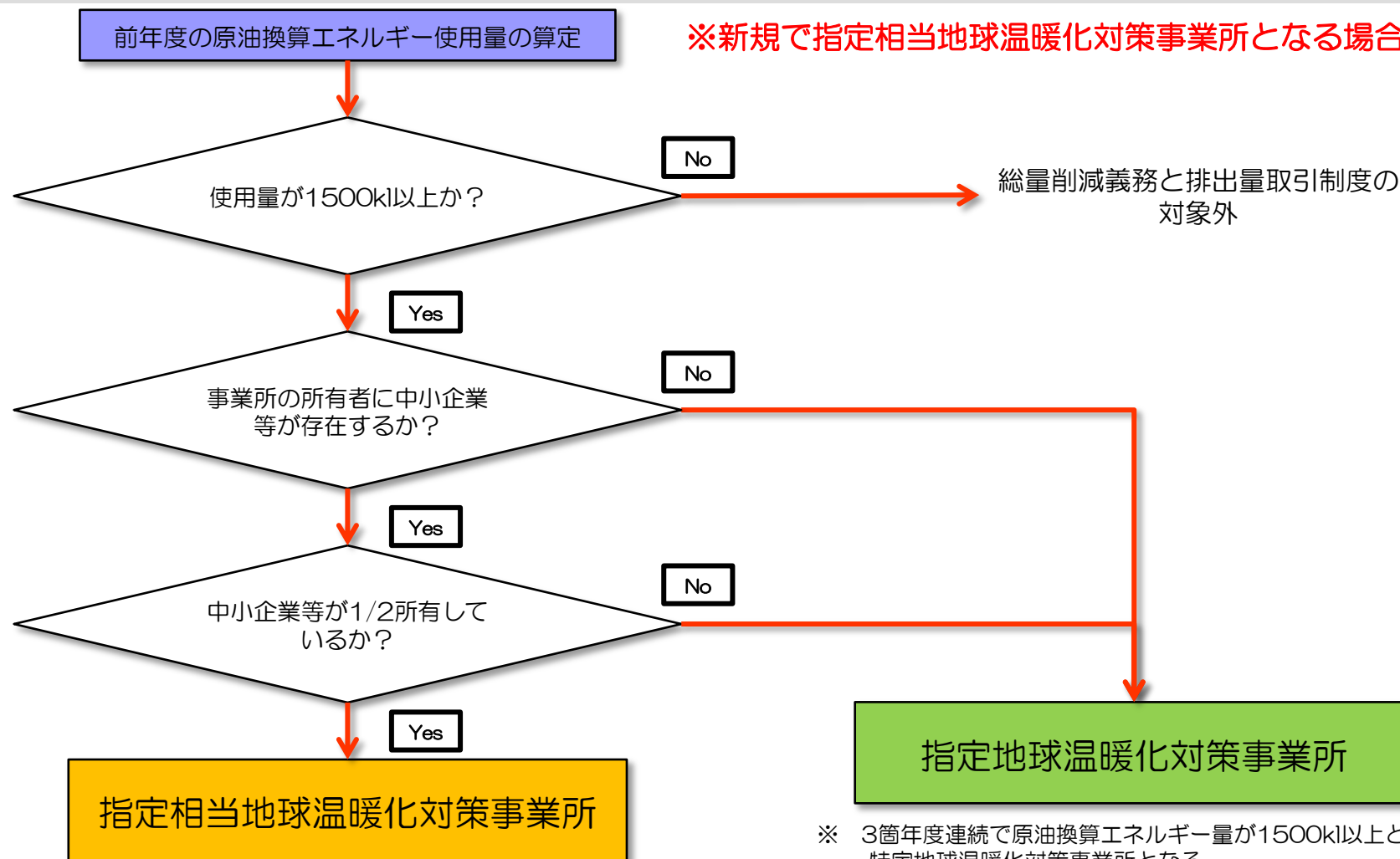
3. 中小企業等が1/2以上所有する事業所

1. 概要

- 第2計画期間は、エネルギー使用量が原油換算で年間合計1,500 kL以上となった事業所のうち、**中小企業等が1/2以上所有する大規模事業所は指定相当地球温暖化対策事業所として、削減義務対象外**となる。また、義務期間終了年度の次の年度以降は、排出量の検証も不要となる。
- 中小企業等の割合が**1/2以上である場合は、その事業所全体が削減義務の対象外**となる。逆に、中小企業等の割合が**1/2未満である場合は、中小企業等の持分も含めて事業所全体が削減義務の対象**となる。
- 大規模CO₂排出事業所の所有者として、**指定地球温暖化対策事業所に準じた対策を推進**するものとし、第2計画期間は17%削減（又は15%削減）に向けて計画的に取り組むとともに、組織体制の整備、地球温暖化対策計画書の提出・公表等を行うものとする。

3. 中小企業等が1/2以上所有する事業所

2. 指定相当事業所の要件該当 (確認フロー)



※ 3箇年度連続で原油換算エネルギー量が1500kl以上となると、特定地球温暖化対策事業所となる。

3. 中小企業等が1/2以上所有する事業所

2. 指定相当事業所の要件該当（中小企業等の定義）

- 削減義務対象外となる中小企業等とは、次の①から⑥までのいずれかに該当する事業者（毎年度末時点の状況で判断）

①中小企業基本法に定める中小企業者

中小企業基本法に定める中小企業者は、業種分類※ごとに資本金・従業員数のいずれかが下表の数値以下である者をいう。

※ 日本標準産業分類第10回改訂版による。

※ 中小企業者が外国会社の場合は、国内会社と同様の取扱いとする。

【注意】国や地方公共団体、医療法人、学校法人、宗教法人、特定目的会社、一般財団法人、公益財団法人、特定非営利活動法人などは、中小企業者には含まれない。

中小企業等が二分の一以上所有する指定相当地球温暖化対策事業所に関するガイドラインP3

業種分類	資本金又は出資総額	常時使用従業員数
製造業、建設業、運輸業、その他の業種	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下

※ 当該企業が中小企業者であるかどうかについては、算定年度の年度末（3月31日現在）で判断する。

ただし、大企業等が経営を実質的に支配する場合等を除く。

ア その子会社が大企業であるとき（特定中小企業）

イ 大企業若しくは特定中小企業又はその役員が当該中小企業の経営を実質的に支配している場合

ウ 中小企業者（ア及びイを除く。）、組合等及び個人以外のものが中小企業の経営を実質的に支配している場合

※ なお、大企業等が外国会社の場合は、国内会社と同様の取扱いとする。

3. 中小企業等が1/2以上所有する事業所

2. 指定相当事業所の要件該当（中小企業等の定義）

- ② 中小企業団体の組織に関する法律に定める協業組合、商工組合又は商工組合連合会
- ③ 中小企業等協同組合法に定める事業協同組合、事業協同小組合、信用協同組合、協同組合連合会又は企業組合
- ④ 商店街振興組合法に定める商店街振興組合又は商店街振興組合連合会
- ⑤ 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律に定める生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合又は生活衛生同業組合連合会
- ⑥ 個人

3. 中小企業等が1/2以上所有する事業所

2. 指定相当事業所の要件該当（「1/2以上所有」の判断）

注意 届出による義務者にかかわらず、所有者で判断

- 中小企業等が所有する部分の原油換算エネルギー使用量が、**購買伝票等又は特定計量器による計測で把握されている場合は**、当該部分の当該年度の原油換算エネルギー使用量で判断
- 購買伝票等又は特定計量器による計測で把握されていない場合は**、当該年度の中小企業等の**建物等の所有割合**で判断

<イメージ>（購買伝票等又は特定計量器による計測で把握されていない場合の例）



左例の場合、当該年度の中小企業等の建物所有割合が1/2以上と判断される。

$$(80\% \times 8 / 12 \text{ か月}) + (20\% \times 4 / 12 \text{ か月}) = \text{当該年度で60\%所有}$$

3. 中小企業等が1/2以上所有する事業所

3. 地球温暖化対策

- 指定相当地球温暖化対策事業所は、東京都地球温暖化対策指針に基づき、地球温暖化対策に取り組むものとする。
- 取り組むべき主要内容を次の表に記載

計画書の提出・公表	毎年度11月末までに、指定相当としての地球温暖化対策計画書の提出、公表が必要（ただし、検証は不要）
都による公表	都による公表を原則、実施
削減目標	特定地球温暖化対策事業所に準じて削減目標率を設定し、削減に向けて取り組むものとする。
特定テナント等	中小企業等が二分の一以上所有する事業所に入居する特定テナント等は、指定相当としての特定テナント等地球温暖化対策計画書の提出が必要

●推進体制について

- ・指定地球温暖化対策事業所に準じて、統括管理者及び技術管理者を選任する。
- ・新規で指定相当地球温暖化対策事業所となる事業所において、統括管理者及び技術管理者の経験がない者を選任する場合は、講習会を受講する。

3. 中小企業等が1/2以上所有する事業所

4. 提出書類

	提出書類	提出時期
新規で指定相当地球温暖化対策事業所になる場合 新規→指定相当	①指定相当地球温暖化対策事業所該当届出書 ②特定温室効果ガス排出量算定報告書（届出の日の属する年度の前年度分）※1 ③中小企業等の所有が二分の一以上であることの確認書 ④別添1 所有等割合計算書（及び根拠資料） ⑤別添2 義務対象外となる中小企業者について（及び根拠資料）	初めて原油換算エネルギー量が1500klを超えた年度の翌年度の10月末日までに提出 （例）2016年度の原油換算エネルギー量が1500klを超えた→2017年10月末日までに提出
指定地球温暖化対策事業所が指定相当地球温暖化対策事業所になる場合 指定→指定相当	①指定地球温暖化対策事業所廃止等届出書 ②特定温室効果ガス排出量算定報告書（届出の日の属する年度の前年度分）※1 ③中小企業等の所有が二分の一以上であることの確認書 ④別添1 所有等割合計算書（及び根拠資料） ⑤別添2 義務対象外となる中小企業者について（及び根拠資料）	中小企業等が1/2以上所有していた年度の翌年度の9月末日までに提出 （例）2016年度に中小企業等が1/2以上所有→2017年9月末日までに提出
特定地球温暖化対策事業所が指定相当地球温暖化対策事業所になる場合 特定→指定相当	①指定地球温暖化対策事業所廃止等届出書 ②特定温室効果ガス排出量算定報告書（届出の日の属する年度の前年度分）※2 ③中小企業等の所有が二分の一以上であることの確認書 ④別添1 所有等割合計算書（及び根拠資料） ⑤別添2 義務対象外となる中小企業者について（及び根拠資料）	（例）2016年度に中小企業等が1/2以上所有→2017年9月末日までに提出

※1 検証は不要。

※2 選択した削減義務期間により検証の必要・不要が変わる。「中小企業等が1/2以上所有に該当した年度の前年度まで」を選択した場合は、検証は不要。削減義務期間を「中小企業等が1/2以上所有に該当した年度まで」又は「当該削減計画期間の終了年度まで」を選択した場合は、検証が必要。

3. 中小企業等が1/2以上所有する事業所

5. 手続等（提出の流れ）

- 「中小企業等が1/2以上所有」の確認は、**毎年度行う**（ただし、2年度目以降は変更等なければ根拠書類の提出不要）
 - ・選択した削減義務期間により検証の必要・不要が変わる。「中小企業等が1/2以上所有に該当した年度の前年度まで」を選択した場合は、検証は不要。
 - ・削減義務期間を「中小企業等が1/2以上所有に該当した年度まで」又は「当該削減計画期間の終了年度まで」を選択した場合は、検証が必要。
 - ・削減義務期間を「当該削減計画期間の終了年度まで」を選択した場合は、11月末までに従来の計画書を提出。

■提出フロー図

	2016年度	2017年度
新規→指定相当	「中小企業等が1/2以上所有」に該当	→ 10月末まで ◎指定相当該当届出書 ◎その他書類 ■指定相当 該当確認 → 11月末又は該当確認日から90日以内のいずれか遅い日まで ◎指定相当計画書
指定→指定相当	「中小企業等が1/2以上所有」に該当 ◎計画書 ◎特定温室効果ガス排出量算定報書	→ 9月末まで ◎廃止等届出書 ◎その他書類 ■指定取消 ■指定相当 該当確認 → 11月末又は該当確認日から90日以内のいずれか遅い日まで ◎指定相当計画書
特定→指定相当	「中小企業等が1/2以上所有」に該当 ◎計画書 ◎特定温室効果ガス排出量算定報書	→ 9月末まで ◎廃止等届出書 ◎その他書類 ■指定取消 ■指定相当 該当確認 → 11月末又は該当確認日から90日以内のいずれか遅い日まで ◎指定相当計画書

凡例：◎事業所、■都

3. 中小企業等が1/2以上所有する事業所

参考：指定取消しの要件

特定→指定相当

- 下表の要件を満たす場合、指定の取消しになる。
- 指定の取消しとなった場合、削減義務期間は下表に示す期間に短縮される。
- 下表の要件②、③、④に該当した場合は、削減義務期間の終了年度を選択可能（短縮された期間に対応した義務履行が必要）。
- ただし、一度選択した削減義務期間の終了年度を決定後に再変更することはできない。（選択した終了年度までに①に該当した場合を除く。）

要件		削減義務期間
①	事業活動の廃止又はその全部の休止	廃止又は休止があった年度の前年度まで
②	前年度の原油換算エネルギー使用量が1,000 kL未満	要件に該当した年度の前年度まで
		要件に該当した年度まで
		当該削減計画期間の終了年度まで
③	原油換算エネルギー使用量が前年度までの3か年度連続して1,500 kL未満	要件に該当した年度の前年度まで
		要件に該当した年度の最後の年度まで
		当該削減計画期間の終了年度まで
④	前年度に中小企業等が1/2以上所有	中小企業等が1/2以上所有に該当した年度の前年度まで
		中小企業等が1/2以上所有に該当した年度まで
		当該削減計画期間の終了年度まで
⑤	事業所区域の変更	変更を申請した年度の前年度まで

削減義務期間の
終了年度を選択可

削減義務期間の
終了年度を選択可

削減義務期間の
終了年度を選択可

3. 中小企業等が1/2以上所有する事業所

6. 特定地球温暖化対策事業所が指定相当地球温暖化対策事業所になる場合の対応

特定→指定相当

- 指定（特定）地球温暖化対策事業所で、中小企業等が1/2以上所有に該当すると、指定（特定）地球温暖化対策事業所として指定取消しとなると同時に指定相当地球温暖化対策事業所となる。
- 特定地球温暖化対策事業所で中小企業等が1/2以上所有に該当した場合、下表に示すとおり削減義務期間の終了年度を選択可能。
- 義務履行が確認でき次第、指定（特定）地球温暖化対策事業所の指定が取消しになる。
- 削減義務期間の終了年度が短縮される場合、義務履行期限は知事が認めた日（「削減義務期間及び削減義務量変更通知書」を発行した日）の翌日から起算して180日を経過した日に変更される。

着色部は削減義務期間を示す

状況	削減義務の終了年度	第1計画期間 年度					第2計画期間 年度				
		2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019
当初	当該削減計画期間の終了年度まで	特定	特定	特定	特定	特定	特定	特定	特定	特定	特定

前年度に中小企業等が1/2以上所有	選択	中小企業等が1/2以上所有に該当した年度の前年度まで	特定	特定	特定	特定	特定	特定	中小1/2以上所有	届出		
		中小企業等が1/2以上所有に該当した年度まで	特定	特定	特定	特定	特定	特定	中小1/2以上所有 特定	届出		
		当該削減計画期間の終了年度まで	特定	特定	特定	特定	特定	特定	中小1/2以上所有 特定	届出 特定	特定	特定

3. 中小企業等が1/2以上所有する事業所

6. 特定地球温暖化対策事業所が指定相当地球温暖化対策事業所になる場合の対応

特定→指定相当

1. 特定温室効果ガス排出量算定報告書（指定相当該当届出の日の属する年度の前年度分）の検証について

- 選択した削減義務期間に応じて、検証の必要・不要が変わる
 - ・「中小企業等が1/2以上所有に該当した年度の前年度まで」を選択した場合は、**検証は不要**。
 - ・「中小企業等が1/2以上所有に該当した年度まで」を選択した場合は、**検証が必要**。
 - ・「当該削減計画期間の終了年度まで」を選択した場合は、**検証が必要**。

2. 「当該削減計画期間の終了年度まで」を選択した場合の注意事項

- 一度選択をした削減義務期間の終了年度は、原則変更することができない。
ただし、「当該削減計画期間の終了年度まで」を選択した事業所において、削減義務期間の終了前に「事業活動の廃止又はその全部の休止」に該当した場合は、再度廃止届を提出し、削減義務期間は廃止又は休止があった年度の前年度までに短縮される。
- 当該削減計画期間中に「前年度の原油換算エネルギー使用量が1000kL未満」又は「原油換算エネルギー使用量が前年度までの3か年連続して1500kL未満」に該当した場合、2回目以降の廃止届の提出は必要ない。当該削減計画期間の終了後に指定を取り消す。
- 当該削減計画期間中に再び「原油換算エネルギー使用量が1500kLを超えた場合」又は「前年度に中小企業等が1/2以上所有に該当しなくなった場合」でも、当該削減計画期間の終了後に指定を取り消す。

3. 中小企業等が1/2以上所有する事業所

新規→指定相当

指定→指定相当

特定→指定相当

7. 基準排出量及び削減目標

1. 基準排出量及び削減目標

以下の要件に該当する場合は、特定地球温暖化対策事業所に準じて基準排出量に相当する量を自ら算定し、事業所の種類に応じた削減目標率以上の削減目標を設定する。東京都への申請手続は不要。また、「特定温室効果ガス排出量算定ガイドライン」における基準排出量変更の要件に該当した事業所は、基準排出量の変更量を自ら算定する。東京都への申請手続は不要。

- (1) 新規で指定相当地球温暖化対策事業所となった事業所のうち、「原油換算エネルギー使用量が三箇年度連続して1,500kL以上」に該当した事業所。

	2015	2016	2017	2018	2019
指定相当	1500未満	1500kL以上①	1500kL以上②	1500kL以上③	削減目標

★事業所使用開始 ★中小1/2所有 ★指定相当該当 ★削減目標設定

- (2) 指定地球温暖化対策事業所から指定相当地球温暖化対策事業所となった事業所のうち、「原油換算エネルギー使用量が三箇年度連続して1,500kL以上」に該当した事業所。

指定地球温暖化対策事業所から指定相当地球温暖化対策事業所に該当した事業所にあっては、指定地球温暖化対策事業所であった期間を含めて判断する。

	2015	2016	2017	2018	2019
指定	1500kL以上①	1500kL以上②			
指定相当			1500kL以上③	削減目標	削減目標

★中小1/2所有 ★指定相当該当 ★削減目標設定 → → → → → → →

- (3) 特定地球温暖化対策事業所から指定相当地球温暖化対策事業所に該当した事業所

基準排出量に相当する量は、原則として特定地球温暖化対策事業所であったときの基準排出量を用いる。また、削減目標率は指定取消しとならなかった場合の率とする。

	2015	2016	2017	2018	2019
特定	削減義務	削減義務			
指定相当			削減目標	削減目標	削減目標

★中小1/2所有 ★指定相当該当・削減目標設定 → → → → → → → → → → → →

3. 中小企業等が1/2以上所有する事業所

新規→指定相当

指定→指定相当

特定→指定相当

8. 指定相当地球温暖化対策事業者等の変更

- 原則 : 指定相当地球温暖化対策事業者＝所有者
- 変更がある場合 : 変更都度の届出は不要。
毎年度提出する計画書で最新の情報を記載する。
- ✓ 年度途中で、次の変更等※が生じても、届出等は不要。
〔 ※事業所の名称、所在地
所有者の氏名、住所 〕 等
- ✓ 各種書類の提出などの事務手続の委任をする場合は、事務手続の委任を受けていることを証明する書類を提出する。
(委任状のサンプル様式を東京都環境局ホームページに掲載)

3. 中小企業等が1/2以上所有する事業所

新規→指定相当

9. 記入の際の注意点

指定相当地球温暖化対策事業所該当届出書（その1シート）

平成 年 月 日

東京都知事 殿

届出者
住所

氏 名

（法人にあっては名称、代表者の氏名
及び主たる事務所の所在地）

指定相当地球温暖化対策事業所該当届出書

指定相当地球温暖化対策事業所に該当すると判断したので、東京都地球温暖化対策指針第1編第8 3（1）の規定により、次のとおり届け出ます。

事業所の名称	
事業所の所在地	区
事業所の概要	別添のとおり
連絡先	会社名
	郵便番号
	住所
	所属名
	担当者名
	電話番号
	FAX番号
	メールアドレス
	備考
※受付欄	

平成27年4月版

No	プルダウンの選択内容	記入された方の立場		その他の指定相当地球温暖化対策事業者の状況
		指定相当地球温暖化対策事業者（所有者）	代理人	
1	届出者	○	-	いない
2	届出者（他の届出者は別紙「届出者一覧」のとおり）	○	-	いる
3	届出者兼別紙「届出者一覧」記載の者の代理人	○	○	いる
4	別紙「届出者一覧」記載の者の代理人	-	○	

印鑑については法務局に登録している代表者印を押印する。

3. 中小企業等が1/2以上所有する事業所

新規→指定相当

9. 記入の際の注意点

指定相当地球温暖化対策事業所該当届出書（その1-2シート）

平成 年 月 日			
指定相当地球温暖化対策事業所該当届出書の届出者一覧 (住所及び氏名の欄は、法人にあっては、法人名、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入する。)			
指定相当地球温暖化対策事業所該当届出書の届出対象となる事業所			
名称：			
所在地：			
住 所	都	区	
氏 名			印
住 所	都	区	
氏 名			印

（その1シート）で記入した届出者以外の所有者の情報を記入する。

なお、印鑑については法務局に登録している代表者印を押印。）。

- ※ 届出者は、入力欄を飛ばさずに、必ず上から順番に入力する。
- ※ 届出者の入力、用紙1枚に収まらない場合は、EXCEL様式上の印刷範囲を拡大する。

3. 中小企業等が1/2以上所有する事業所

新規→指定相当

9. 記入の際の注意点

指定相当地球温暖化対策事業所該当届出書（その2シート）

(指定相当地球温暖化対策事業所該当届出書 別紙)

1 所有事業者等の概要

(1) 所有事業者の氏名

(2) 事業所の概要

事業所の名称					
事業所の所在地					
事業の 業種等	事業の 業種	分類番号			
	産業分類名				
	事業所の 種類	主たる用途			
		用途別内訳	建物の延べ面積 (熱供給事業所においては熱供給先面積)	前年度末	m ²
			事務	前年度末	m ²
			情報通	前年度末	m ²
			放送	前年度末	m ²
			商	前年度末	m ²
			宿	前年度末	m ²
			教	前年度末	m ²
医			前年度末	m ²	
文	前年度末		m ²		
物	前年度末		m ²		
駐車	前年度末	m ²			
工場その他上記以外	前年度末	m ²			
事業の概要					
敷地面積		m ²			

平成27年4月版

「所有事業者の氏名」
区分所有者など所有者が複数存在する場合は、全員分の氏名を記入する。
記入欄が不足する場合には、シート「その2-2」に記入する。
法人の場合は法人名のみ記入し、個人の場合は個人名を記入する。

「建物の延べ面積」
建築確認申請等で記載されている、事業所の延べ床面積（建物が複数の場合にあっては合計値）をそのまま記入する。
なお、熱供給事業所は熱供給先面積を「工場その他上記以外」に記入する。

「用途別内訳」
用途別の床面積を記入する。

3. 中小企業等が1/2以上所有する事業所

9. 記入の際の注意点

指定→指定相当

特定→指定相当

指定地球温暖化対策事業所廃止等届出書

指 定 番 号	
届 出 事 由	1 指定地球温暖化対策事業所における事業活動を廃止し、又はその全部を休止したため。 2 指定地球温暖化対策事業所の前年度の原油換算エネルギー使用量が1,000キロリットル未満となったため。 3 指定地球温暖化対策事業所の原油換算エネルギー使用量が前年度まで3箇年度連続して1,500キロリットル未満となったため。 4 指定地球温暖化事業所のうち中小企業等が所有する部分における前年度の原油換算エネルギー使用量の合計が、当該事業所全体における前年度の原油換算エネルギー使用量の二分の一以上となったため。
届 出 事 項 の 詳 細	
選択する削減義務期間の終了年度 (条例第5条の10第1項第2号又は第3号に該当する場合に限る。)	1 届出事由に該当した年度の前年度まで 2 届出事由に該当した年度まで 3 当該削減計画期間の終了年度まで

【届出事由】

指定相当地球温暖化対策事業所の要件に該当する場合は、「4」を選択。
その他の要件にも該当する場合は、窓口までご相談ください。

【届出事由の詳細】

当該欄には「別添【中小企業等の所有が二分の一以上であることの確認書】のとおり」と記載する。

●削減義務期間の終了年度を選択する。

※当該書類にて選択をした削減義務期間は、途中で変更することができない。

※指定地球温暖化対策事業所の場合、削減義務がないため、選択しない。

3. 中小企業等が1/2以上所有する事業所

新規→指定相当

指定→指定相当

特定→指定相当

9. 記入の際の注意点

中小企業等の所有が二分の一以上であることの確認書

C		
中小企業等の所有が二分の一以上であることの確認書		
事業所の名称	指定番号	
1. 所有等割合		
二分の一所有の判断根拠	計算年度	年度
所有者である中小企業等の区分	中小企業等数	所有等割合 ^{※1}
中小企業者		／
組合等		／
個人		／
合計		／
区分ごとに記入すること。なお、既に指定相当地球温暖化対策事業所に指定された事業所のうち所有割合を二分の一所有の判断根拠とし、次の2の前年度提出の確認書からの変更内容がない場合は、前年度に提出した確認書で申告した所有等割合及びその計算年度をそのまま記入してよい。		
2. 前年度提出の確認書からの変更内容（既に指定相当地球温暖化対策事業所に指定された事業所のみ）		
変更点	有無	具体的な内容
所有者である中小企業等の変更 ^{※1}		
所有者である中小企業等の所有割合の変更 ^{※2}		
※1 前年度提出時に所有が二分の一になるように申告した所有者である中小企業等の変更がある場合は「有」とし、別添1「所有等割合計算書」及びその添付資料を本確認書に添付すること。また所有者である中小企業等が追加される場合には当該中小企業等についての別添2「義務対象外となる中小企業者について」及びその添付資料も添付すること。		
※2 前年度提出時に所有が二分の一になるように申告した所有者である中小企業等の所有割合に変更がある場合は「有」とし、別添1「所有等割合計算書」及びその添付資料を本確認書に添付すること。		
3. 添付する書類		
別添1「所有等割合計算書」	△別紙（ ）	のとおり
別添2「義務対象外となる中小企業者について」	△別紙（ ）	のとおり
	△別紙（ ）	のとおり
	△別紙（ ）	のとおり
	△別紙（ ）	のとおり
※ △印の欄には、添付する各別紙に一通番号を付けた上、該当する別紙の番号を記入すること。		
※ 本確認書を初めて提出する場合、及び2の前年度に提出した確認書からの変更内容がある場合には必ず別添1を1部と別添2を必要部数添付すること。		
※ 本確認書を2回目以降に提出する場合で、「エネルギー使用量の割合」を二分の一以上所有の判断根拠とする場合は、2の前年度に提出した確認書からの変更内容の有無に関わらず2回目以降も別添1を必ず添付すること。		
※ 本確認書を2回目以降に提出する場合で、「所有割合」を二分の一以上所有の判断根拠とし、かつ2の前年度に提出した確認書からの変更が無い場合は、別添1と別添2の添付は不要とする。		

「所有等割合」
別添1「所有等割合計算書」で算出した中小企業等のエネルギー使用量又は所有割合を中小企業等の区分ごとに記入する。

3. 中小企業等が1/2以上所有する事業所

新規→指定相当

指定→指定相当

特定→指定相当

9. 記入の際の注意点

別添1 所有等割合計算書 その1シート

【別添1】

C

所有等割合計算書

事業所の名称		指 定 番 号	
二分の一所有の判断根拠		計 算 年 度	年度

1 義務対象外となる中小企業等及びその割合

No	所有者である中小企業等の名称	区分	エネルギー使用量 又は所有割合 (年間)	年度途中の持分 変更 (所有割合 の場合)
1			／	
2			／	
3			／	
4			／	

「所有者である中小企業等の名称」	事業所の所有者である中小企業等の名称を記入。 個人所有者が複数いる場合は、「個人〇名」とまとめて記載することも可能。
「区分」	所有者の属性について、中小企業者、組合等、個人をプルダウンで選択。
「エネルギー使用量又は所有割合」	「二分の一所有の判断根拠」で「1. エネルギー使用量の割合」を選択した場合はエネルギー使用量割合を、「2. 所有割合」を選択した場合は所有割合を分数で記入。
「年度途中の持分変更」	計算年度の途中で持分変更があった場合にはプルダウンで「有」を選択する。 なおエネルギー使用量の割合で判断する場合は選択不要。

3. 中小企業等が1/2以上所有する事業所

新規→指定相当

指定→指定相当

特定→指定相当

9. 記入の際の注意点

別添1 所有等割合計算書 その2シート

【別添1】

2 エネルギー使用量又は所有割合の計算方法

※ 義務対象となる中小企業等が年度を通じて単独所有する場合は記載不要
※ 共用部分のエネルギー使用量又は所有割合を算出した計算も記入すること。
※ 所有割合で判断する場合で、計算年度途中の持分変更があった際には、所有割合を所有期間で算出した計算結果を記入すること。

3 添付する書類

建物の登記事項証明書（表題部と権利部（甲区）の証明のあるもの） 原本	△別紙（登記事項証明書）のとおりに △別紙（ ）のとおりに △別紙（ ）のとおりに △別紙（ ）のとおりに △別紙（ ）のとおりに

※ △印の欄には、添付する各別紙に一度番号を付けた上、該当する別紙の番号を記入すること。
※ 建物の登記事項証明書は原則、中小企業等の所有が1/2以上であることを確認できる範囲で添付すること。
※ 複数所有の場合は2の計算で用いた各中小企業等のエネルギー使用量や所有割合を証する書類を添付すること。
※ 所有割合については登記事項証明書で証明できれば別途証する書類の添付は不要。
※ この様式で申告した中小企業等については、それぞれ別添2「義務対象となる中小企業者について」を併せて作成し、「中小企業等の所有が二分の一以上であることの確認書」に添付すること。
※ ただし所有者である中小企業者が複数いる場合は、別添2は所有等割合が合計で1/2以上となるように作成し、それを超える中小企業者の分については添付を省略することができる。

「エネルギー使用量又は所有割合の計算方法」

●原油換算エネルギー使用量で判断する場合と所有割合で判断する場合で、記入方法が異なる。

※原油換算エネルギー使用量で判断する場合
→スライド75へ

※所有割合で判断する場合→スライド76へ

3. 中小企業等が1/2以上所有する事業所

新規→指定相当

指定→指定相当

特定→指定相当

9. 記入の際の注意点

別添1 所有等割合計算書 その2シート

(原油換算エネルギー使用量で判断する場合)

原油換算エネルギー使用量の割合の計算方法

計算方法は次の点に留意して記入する。

- ・ 計算に用いるエネルギー使用量は購買伝票等又は特定計量器で計測されている必要がある。
- ・ 計算対象のエネルギー使用量を原油換算にする。
- ・ 所有者である中小企業等ごとに、専有部を具体的に説明した上で、使用エネルギーの種別、特定計量器の種別を記入する。また、それらを図示した図面名を明記する。
- ・ 共用部のエネルギー使用量を別途把握して、専有部と同様に記入する。
- ・ 共用部のエネルギー使用量は、所有者である中小企業等の専有部持分比率に応じて按分し、各専有部のエネルギー使用量に加算する。

添付する資料

所有者を確認するため建物の登記事項証明書（表題部と権利部（甲区）の証明があるもの）

原本は必ず添付。

その他、エネルギー使用量の割合の計算方法の根拠資料を添付。

（根拠資料例）

- ・ 電力量計及び配電図（電力量計の位置及び供給先を示す図面）
- ・ 流量計及び配管図（流量計の位置及び熱の供給先を示す図面）
- ・ ガスメーター及び配管図（ガスメーターの位置及び供給先を示す図面）
- ・ エネルギー換算シート（各エネルギー使用量を原油換算したもの）
- ・ 特定計量器が有効期限内であることを示す資料
- ・ 購買伝票（ある場合のみ。自社計測の場合はその記録資料等）

3. 中小企業等が1/2以上所有する事業所

新規→指定相当

指定→指定相当

特定→指定相当

9. 記入の際の注意点

別添1 所有等割合計算書 その2シート

(所有割合で判断する場合)

所有割合の計算方法

所有者である中小企業等の所有割合の計算方法を記入。計算方法は次の点に留意して記入する。

- ・ 計算年度途中で持分比率の変更がある場合は、所有期間で按分して割合を求める。
- ・ 共用部の所有面積は、所有者である中小企業等の専有部持分比率に応じて按分し、各専有部面積に加算。

ただし、管理規約で共用部の所有割合が定められている場合にはその比率を用いることも可能。

<イメージ> (所有面積の割合で判断する例)



左例の場合、
当該年度の中
小企業等の建
物所有割合が
1/2以上と判断
される。

$$(80\% \times 8 / 12 \text{ か月}) + (20\% \times 4 / 12 \text{ か月}) = \text{当該年度で60\%所有}$$

添付する根拠書類

所有者を確認するため建物の登記事項証明書（表題部と権利部（甲区）の証明があるもの）原本は必ず添付。また記入した所有者である中小企業等が中小企業者である場合は、それぞれ別添2「義務対象外となる中小企業者について」を「中小企業等の所有が二分の一以上であることの確認書」に添付する。

3. 中小企業等が1/2以上所有する事業所

新規→指定相当

指定→指定相当

特定→指定相当

9. 記入の際の注意点

別添2 義務対象外となる中小企業者について

【別添2】

No. **1** *1

C

義務対象外となる中小企業者について

1 義務対象外となる中小企業者に関する情報

企業名（商号）	株式会社〇〇東京〇〇		
会社設立の年月日	昭和 〇〇 年 〇 月 〇 日		
発行済株式の総数	〇〇〇〇 株		
資本金の額（出資金）	〇〇〇〇 千円		
役員数	全体 3 人 うち大企業等の役員又は職員*2 人		
役員名	1 代表取締役社長 大江戸太郎 11 2 専務取締役副社長 大江戸次郎 12 3 取締役 大江戸三郎 13 4 14 5 15 6 16 7 17 8 18 9 19 10 20		
代表者名	代表取締役社長 大江戸太郎		
日本標準産業分類による業種*3	大分類 K_不動産業_物品賃貸業 中分類 不動産賃貸業・管理業 小分類 不動産賃貸業		
中小企業基本法による中小企業者の業種分類	業種分類 1. 製造業、建設業、運輸業その他の業種 (不動産業)		
従業員数	90 人（役員は除く）		

所有等割合計算書に記入した所有者である中小企業等のNo.を記入する。
なお、本様式は中小企業者ごとに1部を提出する。
個人やその他団体については不要。

根拠資料として提出する登記事項証明書（商業登記簿本）（原則発行3か月以内のもの）に記載されている情報と整合させる。

業種等の確認のため、必要に応じて、決算報告書などの提出又は提示を依頼することがある。

3. 中小企業等が1/2以上所有する事業所

新規→指定相当

指定→指定相当

特定→指定相当

9. 記入の際の注意点

別添2 義務対象外となる中小企業者について（根拠書類）

別添2の根拠書類①（原則として添付するもの）

根拠書類	確認する事項
登記事項証明書（商業登記謄本）（原則発行後3か月以内のもの）	資本金・株主数・発行済株式総数・業種・役員数等
会社概要・パンフレット等（外部に公表・配布等を行っているもの）	業種・従業員数等

別添2の根拠書類②（必要に応じて提出又は提示を求めるものの例）

根拠書類	確認する事項
株主名簿	株主名及び所有株式数
決算報告書	業種等
事業報告書	株主総数・大株主・従業員数・子会社の状況等
株主総会の資料・議事録	代表者や役員の兼務状況等

An aerial photograph of a city skyline, likely Tokyo, featuring numerous skyscrapers and a large green park area in the foreground. The text is overlaid on a semi-transparent grey band across the middle of the image.

4. 御質問等をお寄せいただく場合 の方法等

4. 御質問等をお寄せいただく場合の方法等①

- 御質問等をお寄せいただく際には、「共通の書式（質問シート）」を御活用いただき、できる限り「メールで御提出」くださいますよう、よろしくお願いいたします。（FAXで送信いただくことも可能です。）

「共通の書式（質問シート）」のダウンロード

http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/climate/large_scale/answers/question_download.html

- 皆様からいただいた御質問に対する回答は、対象事業所の全ての皆様と広く共有させていただきたいと考えております。
- このため、一般的な御質問等への回答内容は一定の取りまとめの上、東京都環境局ホームページ等で、「主な質問への回答（FAQ）」として掲載させていただく場合があります。

御理解・御協力くださいますよう、よろしくお願いいたします。

【送付先】 東京都環境局 地球環境エネルギー部 総量削減課 相談窓口

Eメール：ondanka31@ml.metro.tokyo.jp（制度全般に関する御質問）
torihiki@ml.metro.tokyo.jp（排出量取引に関する御質問）

FAX：03（5388）1380

4. 御質問等をお寄せいただく場合の方法等②

都へいただいた主な御質問等への回答は、次のURLにてFAQを掲載しております。

http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/climate/large_scale/answers/question_download.html

大規模事業所における対策
総量削減義務と排出量取引制度
対象となる事業所
制度概要
クレジットの創出
排出量取引
トップレベル事業所
制度実績の公表
条例・規則・指針・ガイドライン等
各種ツール
説明会一覧
講習会一覧
質問送付シートのダウンロード
よくある質問・回答集
総量削減義務と排出量取引システム
東京都大規模事業所省エネルギー対策促進プロジェクト
2011年夏の節電対策に関するアンケート調査の結果

よくある質問・回答集

質問区分一覧

質問区分一覧(※クリックすると、関連項目にジャンプします。)

質問シートにより、いただいた質問を中心このQ&A集を作成しております。

質問シートはこちらからダウンロードできます。

第2計画期間に関する項目を新たに追加しています。

- | | |
|--------------------|-----------------|
| 1. (1)対象事業所要件 | 10. テナントビルへの対応 |
| ■ (2)事業所の範囲 | 11. 新築ビル |
| 2. 報告対象ガス・削減義務対象ガス | 12. 推進体制 |
| 3. 排出量算定方法 | 13. 検証方法 |
| 4. 削減義務対象者 | 14. 検証機関、検証主任者 |
| 5. 削減計画期間 | 15. 義務違反時の措置 |
| 6. 基準排出量 | 16. 事業所の廃止(指定取) |
| 7. 削減義務率 | 17. 今後のスケジュール |
| 8. トップレベル事業所 | 18. その他 |
| 9. (1)排出量取引 | 19. 第2計画期間 |
| ■ (2)超過削減量 | ■ (1)削減義務率 |
| ■ (3)都内中小クレジット | |
| ■ (4)再エネクレジット | |

メールマガジンはこちら →

目的から探す

- 一般のお客様
- 事業者の方

19. 第2計画期間

(1)削減義務率

- ア 第2計画期間の削減義務率
- イ 中小企業等への対応
- ウ 電気事業法第27条に関連する削減義務率の緩和措置

- (2)新たに削減義務対象になる事業所の取扱い
- (3)トップレベル事業所認定
- (4)CO₂排出係数の見直し
- (5)低炭素電力・熱の選択の仕組み
- (6)高効率コジェネの取扱い
- (7)その他

Tokyo Climate Change Strategy

A photograph of a small green seedling with several leaves growing out of a bed of moss. The background is a soft-focus green forest. The text is overlaid on the image.

首都東京の企業と行政、N G O ・都民が
連携して取り組む先駆的な温暖化対策